

第二部

特定一般廃棄物・ 特定産業廃棄物関係 ガイドライン

平成25年3月 第2版

目次

第1章 概要	1
1.1 用語の定義	1
1.2 本ガイドラインの目的	2
1.3 制度概要	2
1.3.1 特定一般廃棄物及び特定産業廃棄物の範囲	2
1.3.2 特定一般廃棄物処理施設、特定産業廃棄物処理施設（中間処理施設）の要件	6
1.3.3 特定一般廃棄物処理施設、特定産業廃棄物処理施設（最終処分場）の要件	10
第2章 収集運搬の基準	11
2.1 特定一般廃棄物及び特定産業廃棄物の処理基準	11
2.1.1 保管場所の掲示	11
第3章 中間処理の基準	13
3.1 特定一般廃棄物及び特定産業廃棄物の処理基準	13
3.1.1 特別の処理基準	13
3.2 特定一般廃棄物処理施設維持管理基準及び特定産業廃棄物処理施設維持管理基準	16
3.2.1 特定一般廃棄物処理施設・特定産業廃棄物処理施設維持管理基準（中間処理施設）の内容	16
第4章 埋立処分の基準	20
4.1 特定一般廃棄物及び特定産業廃棄物の埋立処分に係る基準	20
4.1.1 廃棄物処理法の埋立処分基準との対比	20
4.1.2 基準の内容（規則第29条、規則第31条）	22
4.2 特定一般廃棄物処理施設及び特定産業廃棄物処理施設（最終処分場）の維持管理基準	35
4.2.1 特定一般廃棄物の最終処分場に係る特別の維持管理基準	35
4.2.2 特定産業廃棄物の最終処分場に係る特別の維持管理基準	39
第5章 委託契約書及び産業廃棄物管理票	43
第6章 その他	44
6.1 海洋投入処分の禁止	44
6.2 作業者の安全管理	44
第7章 罰則	45

第1章 概要

1.1 用語の定義

本ガイドラインで使用している用語の定義を示す。

用語	説明
法*	平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(平成23年法律第110号)
規則*	平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則(平成23年環境省令第33号)
汚染廃棄物対策地域	その地域内にある廃棄物が特別な管理が必要な程度に事故由来放射性物質により汚染されているおそれがあると認められることその他の事情から、国がその地域内にある廃棄物の処理を行う必要があるとして環境大臣が指定する地域。(法第11条第1項)
対策地域内廃棄物	汚染廃棄物対策地域内にある廃棄物(当該廃棄物が、当該汚染廃棄物対策地域外へ搬出された場合にあつては、当該搬出された廃棄物を含む。また、環境省令で定めるものを除く。)(法第13条第1項)
指定廃棄物	水道施設、公共下水道・流域下水道、工業用水道施設、特定一般廃棄物処理施設又は特定産業廃棄物処理施設である焼却施設及び集落排水施設から生じた廃棄物であつて、当該施設の管理者等の調査の結果に基づき、事故由来放射性物質による汚染状態が環境省令で定める要件に適合しないものとして、環境大臣が指定するもの。また、これ以外の廃棄物であっても、その廃棄物の占有者が調査した結果、環境省令で定める要件に適合しないと思料される場合には、環境大臣に指定廃棄物として指定することを申請することができる。(法第16条～第18条)
特定廃棄物	対策地域内廃棄物又は指定廃棄物(法第20条)
災害廃棄物	本ガイドラインでは、東日本大震災により生じた廃棄物(地震や津波により倒壊した建物の残骸や津波により大破した自動車・船舶等)を指す。
汚染廃棄物等	対策地域内廃棄物、指定廃棄物又は除去土壌(法第46条)
土壌等の除染等の措置	事故由来放射性物質により汚染された土壌、草木、工作物等について講ずる当該汚染に係る土壌、落葉及び落枝、水路等に堆積した污泥等の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置(法第2条第3項)
除去土壌	除染特別地域又は除染実施区域に係る土壌等の除染等の措置に伴い生じた土壌(法第2条第4項)
除去土壌等	除去土壌及び土壌等の除染等の措置に伴い生じた廃棄物(法第31条第1項)
除染等の措置等	土壌等の除染等の措置並びに除去土壌の収集、運搬、保管及び処分(法第25条第1項)
除染特別地域	その地域内の事故由来放射性物質による環境汚染が著しいと認められることその他の事情から、国がその地域内の除染等の措置等を行う必要があるとして環境大臣が指定する地域。(法第25条第1項)
除染実施区域	除染実施計画の対象となる区域(法第35条第1項)
基準適合特定廃棄物	放射性セシウムについての放射能濃度を第二十条に規定する方法により調査した結果、事故由来放射性物質であるセシウム百三十四についての放射能濃度及び事故由来放射性物質であるセシウム百三十七についての放射能濃度の合計が八千ベクレル毎キログラム以下であると認められる特定廃棄物(規則第23条第1項)
廃棄物処理法	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
廃棄物処理令	廃棄物処理法施行令

* 同法を廃棄物処理法と比較する際には、それぞれ「特措法」「特措法施行規則」という用語を用いることとする。

1.2 本ガイドラインの目的

本ガイドラインにおいては、特定一般廃棄物又は特定産業廃棄物の処理基準及び特定一般廃棄物処理施設又は特定産業廃棄物処理施設の維持管理基準について解説する。

対象者は、

廃棄物処理法及び特措法に基づき特定一般廃棄物又は特定産業廃棄物の処理を行う市町村、一般廃棄物処理業者、排出事業者、産業廃棄物処理業者等

廃棄物処理法及び特措法に基づき特定一般廃棄物処理施設又は特定産業廃棄物処理施設の維持管理を行う設置者等

これらの基準に関する指導監督権限を有する自治体（市町村又は都道府県）の担当者である。

収集運搬に係る基準は第2章で、中間処理に係る基準は第3章で、埋立処分に係る基準は第4章で、条文の解説や措置にあたっての留意点等を規則の規定ごとに記載する。

1.3 制度概要

法において、国は、汚染廃棄物対策地域内にある廃棄物（対策地域内廃棄物）及び放射性セシウムの放射能濃度が8,000 Bq/kgを超えて環境大臣の指定を受けた廃棄物（指定廃棄物）の収集、運搬、保管及び処分を行うこととされている。

これらの対策地域内廃棄物及び指定廃棄物のいずれにも該当しない廃棄物には廃棄物処理法が適用されるが、廃棄物処理法が適用される廃棄物であって、放射性セシウム質により汚染され、又はそのおそれがあるものとして、法第23条において定めるものを、特定一般廃棄物・特定産業廃棄物という。特定一般廃棄物・特定産業廃棄物を処理する際は、廃棄物処理法に基づく通常の処理基準に加え、特措法に基づく処理基準を遵守する必要がある。

また、特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の処分の用に供される廃棄物処理施設や一定地域に所在する廃棄物処理施設を、特定一般廃棄物処理施設・特定産業廃棄物処理施設という。これらの施設の設置者等は、当分の間、廃棄物処理法に基づく維持管理基準に加え、特措法に基づく維持管理基準を遵守し維持管理する必要がある。

1.3.1 特定一般廃棄物及び特定産業廃棄物の範囲

（特定一般廃棄物）

規則第28条

法第二十三条第一項の環境省令で定める廃棄物は、次のとおりとする。

- 一 除染特別地域内又は除染実施区域内の土地等に係る土壌等の除染等の措置に伴い生じた廃棄物
- 二 一般廃棄物処理施設である焼却施設から生じたばいじん及び焼却灰その他の燃え殻（次に掲げるものに限る。）

- イ 福島県に所在する一般廃棄物処理施設である焼却施設から生じたもの
- ロ 岩手県、宮城県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県又は東京都（島しょ部を除く。）に所在する一般廃棄物処理施設である焼却施設から生じたばいじん
- 三 稲わらが廃棄物となったもの（岩手県、宮城県、福島県又は栃木県において生じたものに限る。）
- 四 堆肥が廃棄物となったもの（岩手県、宮城県、福島県又は栃木県において生じたものに限る。）
- 五 前各号に掲げる廃棄物を処分するために処理したものであって、これらの廃棄物に該当しないもの

（特定産業廃棄物）

規則第 30 条

法第二十三条第二項の環境省令で定める廃棄物は、次のとおりとする。

- 一 除染特別地域内又は除染実施区域内の土地等に係る土壌等の除染等の措置に伴い生じた廃棄物
- 二 水道施設から生じた第七条に規定する廃棄物（次に掲げるものに限る。）
 - イ 福島県に所在する水道施設から生じたもの
 - ロ 宮城県、栃木県又は群馬県に所在する水道施設から生じたものであって、当該施設に係る天日乾燥設備を用いて乾燥したもの
- 三 公共下水道又は流域下水道に係る発生活污水等（次に掲げるものに限る。）
 - イ 福島県に所在する合流式の公共下水道又は流域下水道に係る終末処理場から生じた汚泥等の堆積物（当該終末処理場に係る焼却設備を用いて焼却したものに限り、イに掲げるものを除く。）
 - ロ 福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都（島しょ部を除く。）又は神奈川県に所在する公共下水道又は流域下水道に係る終末処理場から生じた汚泥等の堆積物（当該終末処理場に係る焼却設備（流動式焼却設備を除く。）を用いて焼却したもの（ばいじんに限る。）に限り、イに掲げるものを除く。）
- 八 福島県に所在する合流式の公共下水道又は流域下水道に係る終末処理場から生じた汚泥等の堆積物（当該終末処理場に係る脱水設備を用いて脱水したものに限り、イに掲げるものを除く。）
- 四 福島県又は栃木県に所在する工業用水道施設から生じた第十条に規定する廃棄物
- 五 産業廃棄物処理施設である焼却施設から生じたばいじん及び焼却灰その他の燃え殻（次に掲げるものに限る。）
 - イ 福島県に所在する産業廃棄物処理施設である焼却施設から生じたもの
 - ロ 岩手県、宮城県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県又は東京都（島しょ部を除く。）に所在する産業廃棄物処理施設である焼却施設から生じたばいじん
- 六 堆肥が廃棄物となったもの（岩手県、宮城県、福島県又は栃木県において生じたものに限る。）
- 七 前各号に掲げる廃棄物を処分するために処理したものであって、これらの廃棄物に該当しないもの

【対策の趣旨】

特定一般廃棄物及び特定産業廃棄物の範囲について、“事故由来放射性物質によって汚染され、又はそのおそれがあるもの”として、特措法に基づく除染等の措置により生じた廃棄物や、東北及び関東圏内の一定地域内の施設から発生した廃棄物等が定められている（詳細は表 1-1 参照）。

- (1) 除染特別地域内又は除染実施区域内において、落ち葉、剪定枝、アスファルト等、土壤等の除染等の措置に伴い生じる廃棄物（除染廃棄物）は、特定一般廃棄物又は特定産業廃棄物となる。ただし、汚染廃棄物対策地域内で行う土壤等の除染等の措置に伴い生じた廃棄物は対策地域内廃棄物（特定廃棄物）であり、特定一般廃棄物、特定産業廃棄物には該当しない。
- (2) 表 1-1 の(1)から(5)までに掲げる施設から生じた汚泥、焼却灰等が、特定一般廃棄物、特定産業廃棄物となる。ただし、これらの施設については、法第 16 条の規定により廃棄物の事故由来放射性物質の放射能濃度の測定義務が課せられており、放射性セシウム放射能濃度が 8,000 Bq/kg を超えて環境大臣の指定を受けた廃棄物は指定廃棄物（特定廃棄物）となる。

表 1-1 特定一般廃棄物・特定産業廃棄物

施設の種類	廃棄物の種類 及び性状	岩手県	宮城県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県
(1)水道施設	乾燥汚泥（天日乾燥）												
	脱水汚泥、乾燥汚泥（天日乾燥以外）												
(2)イ 公共下水道及び流域下水道施設（焼却設備を用いて焼却したものを排出する施設）	焼却したもの（ばいじんについては流動床炉から生ずるものに限る）												
	流動床炉以外から生ずるばいじん												
(2)ロ 公共下水道及び流域下水道施設（脱水汚泥を排出する施設）	脱水汚泥												
(3)工業用水道施設	脱水汚泥、乾燥汚泥												
(4)廃棄物処理施設である焼却施設	焼却灰その他の燃え殻												
	ばいじん												
(5)集落排水施設	脱水汚泥、乾燥汚泥												
	廃稻わら												
	廃堆肥												
-	除染廃棄物	(除染実施区域内)											
-	特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の処理物	(地域限定なし)											

*: 島しょ部を除く

: 分流式下水道由来の汚泥のみを処理する施設から生ずる廃棄物は特定一般廃棄物・特定産業廃棄物から除く。ただし、流動床炉以外から生ずるばいじんについては、分流式下水道由来の汚泥を焼却したことにより生じたものも含む。

: 特定一般廃棄物・特定産業廃棄物

: 平成 24 年 1 月 1 日以降に排出されたことが明らかなもの以外は特定一般廃棄物・特定産業廃棄物。

1.3.2 特定一般廃棄物処理施設、特定産業廃棄物処理施設（中間処理施設）の要件

（特定一般廃棄物処理施設）

規則第 32 条

法第二十四条第一項の環境省令で定める要件は、次のいずれかに該当することとする。

- 一 特定一般廃棄物の処分の用に供される一般廃棄物の焼却施設、溶融施設、熱分解施設又は焼成施設であること。
- 二 前号に掲げるもののほか、一般廃棄物の焼却施設、溶融施設、熱分解施設又は焼成施設であって、岩手県、宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県又は東京都（島しょ部を除く。）に所在するもの（環境大臣が定める要件に該当する旨の環境大臣の確認を受けたものを除く。）であること。

（特定産業廃棄物処理施設）

規則第 34 条

法第二十四条第二項の環境省令で定める要件は、次のいずれかに該当することとする。

- 一 廃棄物処理令第七条第一号、第三号、第五号、第八号、第十一号の二、第十二号又は第十三号の二に掲げる施設であって、特定産業廃棄物の処分の用に供されるものであること。
- 二 前号に掲げるもののほか、廃棄物処理令第七条第一号、第三号、第五号、第八号、第十一号の二、第十二号又は第十三号の二に掲げる施設であって、岩手県、宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県又は東京都（島しょ部を除く。）に所在するもの（第三十二条第二号の環境大臣が定める要件に該当する旨の環境大臣の確認を受けたものを除く。）であること。

【対策の趣旨】

特定一般廃棄物処理施設維持管理基準が適用される「特定一般廃棄物処理施設」及び特定産業廃棄物処理施設維持管理基準が適用される「特定産業廃棄物処理施設」の要件を定めている。

- (1) 地域によらず特定一般廃棄物処理施設、特定産業廃棄物処理施設に該当するもの（規則第 32 条第 1 号、第 34 条第 1 号）

特定一般廃棄物の処分の用に供される一般廃棄物の処理施設であって、次に掲げる施設

- ・ 焼却施設
- ・ 溶融施設
- ・ 熱分解施設
- ・ 焼成施設

特定産業廃棄物の処分の用に供される産業廃棄物の処理施設であって、次に掲げる施設

- ・ 汚泥の脱水施設（廃棄物処理令第 7 条第 1 号）
- ・ 汚泥（PCB 処理物であるものを除く）の焼却施設（第 3 号）
- ・ 廃油（廃 PCB 等を除く。）の焼却施設（第 5 号）
- ・ 廃プラスチック類（PCB 汚染物及び PCB 処理物であるものを除く。）の焼却施設（第 8

号)

- ・ 廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融施設(第11号の2)
- ・ 廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の焼却施設(第12号)
- ・ 焼却施設(第3号、第5号、第8号及び第12号に掲げるものを除く。)(第13号の2)

(2) 上記(1)に掲げる施設以外で、特定一般廃棄物処理施設又は特定産業廃棄物処理施設に該当するもの(規則第32条第2号、第34条第2号)

岩手県、宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県又は東京都(島しょ部を除く)に所在する一般廃棄物の処理施設であって、次に掲げる施設(環境大臣が定める要件に該当することを環境大臣に確認された場合を除く。)

- ・ 焼却施設
- ・ 溶融施設
- ・ 熱分解施設
- ・ 焼成施設

岩手県、宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県又は東京都(島しょ部を除く)に所在する産業廃棄物の処理施設であって次に掲げる施設(環境大臣が定める要件に該当することを環境大臣に確認された場合を除く。)

- ・ 汚泥の脱水施設(廃棄物処理令第7条第1号)
- ・ 汚泥(PCB処理物であるものを除く)の焼却施設(第3号)
- ・ 廃油(廃PCB等を除く)の焼却施設(第5号)
- ・ 廃プラスチック類(PCB汚染物及びPCB処理物であるものを除く)の焼却施設(第8号)
- ・ 廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融施設(第11号の2)
- ・ 廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の焼却施設(第12号)
- ・ 焼却施設(第3号、第5号、第8号及び第12号に掲げるものを除く。)(第13号の2)

平成23年12月28日環境省告示第105号

【確認の要件について】

- 一 ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻を生ずる廃棄物の焼却施設であって、当該ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻の事故由来放射性物質による汚染状態が規則第14条に規定する基準に適合しないおそれが少ないこと。
- 二 廃棄物の焼却施設(第一号に規定するものを除く)、廃棄物の溶融施設、熱分解施設若しくは焼成施設(焼却施設に該当するものを除く)又は汚泥の脱水施設であって、次のいずれにも該当するものであること。
 - イ 廃棄物を処分するために処理したものを生ずる場合にあっては、当該処理したものの事故由来放射性物質による汚染状態が規則第14条に規定する基準に適合しないおそれが少ないこと。
 - ロ 処分に伴い生じた排ガスを排出する場合にあっては、当該排ガスの排出口における当該排ガス中の事故由来放射性物質の3月間の平均濃度が生活環境の保全上支障を生じないものであることが明らかであると認められること。

八 処分に伴い生じた排水を放流する場合にあっては、当該排水の排出口における当該排水中の事故由来放射性物質の3月間の平均濃度が生活環境の保全上支障を生じないものであることが明らかであると認められること。

- ・第一号及び第二号イの具体的な判断の目安は、以下のいずれかに該当することである。
 - 直近の廃棄物の調査に係る測定結果において、廃棄物のセシウム¹³⁴及びセシウム¹³⁷についての放射能濃度が800Bq/kg以下であること
 - 直近3回以上の廃棄物の調査(60日以上期間にわたり行われている調査に限る。)に係る測定結果において、廃棄物のセシウム¹³⁴及びセシウム¹³⁷についての放射能濃度が全て6,400Bq/kg以下であること
- ・第二号ロの具体的な判断の目安は、排出口における排ガスのセシウム¹³⁴及びセシウム¹³⁷の濃度について下記
$$\frac{{}^{134}\text{Csの濃度 (Bq/m}^3\text{)}}{20 \text{ (Bq/m}^3\text{)}} + \frac{{}^{137}\text{Csの濃度 (Bq/m}^3\text{)}}{30 \text{ (Bq/m}^3\text{)}}$$
の式により算定した値が3か月連続で1を超えないことである。
- ・第二号ハの具体的な判断の目安は、排出口における排水のセシウム¹³⁴及びセシウム¹³⁷の濃度について下記
$$\frac{{}^{134}\text{Csの濃度 (Bq/L)}}{60 \text{ (Bq/L)}} + \frac{{}^{137}\text{Csの濃度 (Bq/L)}}{90 \text{ (Bq/L)}}$$
の式により算定した値が3か月連続で1を超えないことである。

詳細は、「3.2.1 特定一般廃棄物処理施設・特定産業廃棄物処理施設維持管理基準(中間処理施設)の内容」の「排ガス及び排水中の放射性セシウムの濃度測定」を参照する。

【留意事項】

規則第28条に規定する特定一般廃棄物の処分の用に供される一般廃棄物処理施設(焼却施設、熔融施設、熱分解施設及び焼成施設に限る。以下同じ。)は、規則第32条第1号に該当し、本確認の対象となる施設ではない。同様に、規則第30条に規定する特定産業廃棄物の処分の用に供される産業廃棄物処理施設(焼却施設、熔融施設、及び汚泥の脱水施設に限る。以下同じ。)も、規則第34条第1号に該当し、本確認の対象となる施設ではない。そのため、本確認を受けた後に、新たに特定一般廃棄物の処分の用に供されることとなった一般廃棄物処理施設は、規則第32条第1号に該当する特定一般廃棄物処理施設として、また、本確認を受けた後に、新たに特定産業廃棄物の処分の用に供されることとなった産業廃棄物処理施設は、規則第34条第1号に該当する特定産業廃棄物処理施設として、それぞれ法第24条に基づく特別の維持管理基準の適用対象となるので留意されたい。さらに、これらの処理施設のうち廃棄物の焼却施設については、法第16条に基づく調査の義務の対象となることにも留意されたい。

また、本確認を受けた施設において生じる廃棄物であっても、規則第28条に規定する特定一般廃棄物又は規則第30条に規定する特定産業廃棄物の範囲に該当するものについては、廃棄物処理法に基づく処理基準及び法に基づく特別処理基準に従って処理を行う必要がある。

【確認の撤回について】

改正前においては、事故由来放射性物質による汚染状態が規則第 14 条に規定する基準に適合しないおそれが少ないとは認められなくなった場合には確認を撤回することがありうるとしていたところ、当該場合に加えて排ガス又は排水の排出口における当該排ガス又は排水の事故由来放射性物質の 3 月間の平均濃度が生活環境の保全上支障を生じないものであることが明らかであると認められなくなった場合にも、確認を撤回することがありうる。なお、確認を撤回する可能性がある場合として、具体的な例としては、以下のいずれかに該当する場合等が考えられる。

- 1 焼却施設において炉の改修を行った結果、焼却による減容化率が向上する場合、新たに熔融工程を追加したことにより、当該施設から熔融飛灰も排出されることとなった場合等、確認を受ける根拠となった調査結果が得られた時期と比較し、当該施設における廃棄物の処理方法に大幅な変更が生じる場合。
- 2 屋外から流入する水が含まれる可能性のある汚泥の受入割合が増加した場合、屋外に置かれていた木くず、廃プラスチック類、草木、枝葉等の受入割合が増加した場合等、確認を受ける根拠となった調査結果が得られた時期と比較し、当該施設において処理する、又はしようとする廃棄物の種類又はその性状に大幅な変更が生じる場合。

表 1-2 に、特定一般廃棄物処理施設・特定産業廃棄物処理施設の要件の概要を示す。

表 1-2 特定一般廃棄物処理施設・特定産業廃棄物処理施設

(注：特定一般廃棄物処理施設・特定産業廃棄物処理施設への該当要件について、フローチャート形式で表示していますので、各施設の種類ごとに表の左から右へ YES/NO でご確認ください。)

施設の種類	特定一般廃棄物・特定産業廃棄物を処理している	一定の地域*1に所在している	環境大臣が定める要件*2に該当することを環境大臣に確認された	特定一般廃棄物処理施設・特定産業廃棄物処理施設
一般廃棄物の処理施設 焼却施設 熔融施設 熱分解施設 焼成施設	YES			○
	NO	YES	NO	○
			YES	×
		NO		
産業廃棄物の処理施設 汚泥の脱水施設 汚泥の焼却施設 廃油の焼却施設 廃プラスチック類の焼却施設 廃石綿又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設 廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の焼却施設 その他の焼却施設	YES			○
	NO	YES	NO	○
			YES	×
		NO		

* 1：岩手県、宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県又は東京都（島しょ部を除く）

* 2：特定一般廃棄物処理施設・特定産業廃棄物処理施設の除外要件として、処理残さの放射性セシウムによる汚染状態が規則第14条に規定する基準に適合しないおそれが少ないこと、排ガス中、排水中の放射性セシウムの3月間の平均濃度が生活環境の保全上支障を生じないものであることが明らかであると認められることなどが要件とされている。詳細は前掲（平成23年12月28日環境省告示第105号）のとおり。

○：特定一般廃棄物処理施設・特定産業廃棄物処理施設に該当する。

×

1.3.3 特定一般廃棄物処理施設、特定産業廃棄物処理施設（最終処分場）の要件

（特定一般廃棄物処理施設）

規則第 32 条

法第二十四条第一項の環境省令で定める要件は、次のいずれかに該当することとする。

三 一般廃棄物の最終処分場であって特定一般廃棄物の埋立処分の用に供され、又は供されたものであること。

（特定産業廃棄物処理施設）

規則第 34 条

法第二十四条第二項の環境省令で定める要件は、次のいずれかに該当することとする。

三 産業廃棄物の最終処分場であって特定産業廃棄物の埋立処分の用に供され、又は供されたものであること。

【対策の趣旨】

特定一般廃棄物及び特定産業廃棄物の埋立処分を行う最終処分場は、地域によらず、特定一般廃棄物処理施設又は特定産業廃棄物処理施設に該当することを定めたものである。

第2章 収集運搬の基準

2.1 特定一般廃棄物及び特定産業廃棄物の処理基準

【制度の概要】法第23条第1～2項

特定一般廃棄物又は特定産業廃棄物の処理を行う者は、廃棄物処理法に基づく廃棄物の処理基準に加えて、特別の処理基準（特定一般廃棄物処理基準、特定産業廃棄物処理基準）に従わなければならないこととされている。

2.1.1 保管場所の掲示

（特定一般廃棄物処理基準）

規則第29条第1号

特定一般廃棄物の収集又は運搬に当たり当該特定一般廃棄物の保管を行う場合には、見やすい箇所に次に掲げる要件を備えた掲示板が設けられている場所で行うこと。

イ 縦及び横それぞれ六十センチメートル以上であること。

ロ 特定一般廃棄物の積替えのための保管の場所である旨を表示したものであること。

（特定産業廃棄物処理基準）

規則第31条第1号

特定産業廃棄物の収集又は運搬に当たり当該特定産業廃棄物の保管を行う場合には、第二十九条第一号の規定の例によること。

特定一般廃棄物の収集又は運搬を行う場合には、廃棄物処理法施行令第3条第1号（一般廃棄物処理基準）及び第4条の2第1号（特別管理一般廃棄物処理基準）のほか、特措法施行規則第29条第1号の基準に従う必要がある。

特定産業廃棄物の収集又は運搬を行う場合には、廃棄物処理法施行令第6条第1項第1号（産業廃棄物処理基準）及び第6条の5第1項第1号（特別管理産業廃棄物処理基準）のほか、特措法施行規則第31条第1号の基準に従う必要がある。

以下では、廃棄物処理法施行令の基準のほか適用される特措法施行規則の基準（いわゆる上乘せ基準）のみについて説明する。

【対策の趣旨】

特定一般廃棄物又は特定産業廃棄物の収集又は運搬に当たって、特定一般廃棄物又は特定産業廃棄物の積替えのために当該特定一般廃棄物又は当該特定産業廃棄物を保管する場合には、特定一般廃棄物又は特定産業廃棄物の積替保管場所であることがわかるよう、掲示板を設置する必要がある。

【対策の例】

特定一般廃棄物の積替えのための保管場所であることを示す掲示板の例を図2-1に示す。この掲示板は、廃棄物処理法施行令第3条第1号リ(1)(ロ)(第6条第1項第1号ホ及び第6条の5第1項第1号ニによりその例とされる場合を含む。)又は第4条の2第1号ト(1)に規定する既存の掲示板へ追記することとしてもよい。特定産業廃棄物についても同様である。

また、掲示板は見やすい位置に設置することが必要であり、その例を図2-2に示す。

60cm以上	
特定一般廃棄物積替保管施設	
管理者の氏名又は 名 称 及 び 連 絡 先	県 市 町 - × × × × 株式会社 管理責任者： ：XXX-000-0000
保管する特定一般 廃 棄 物 の 種 類	ばいじん、焼却灰
最大保管高さ	1.8m
最大保管量	360m ³

60cm以上

図2-1 積替保管場所における掲示板（例）

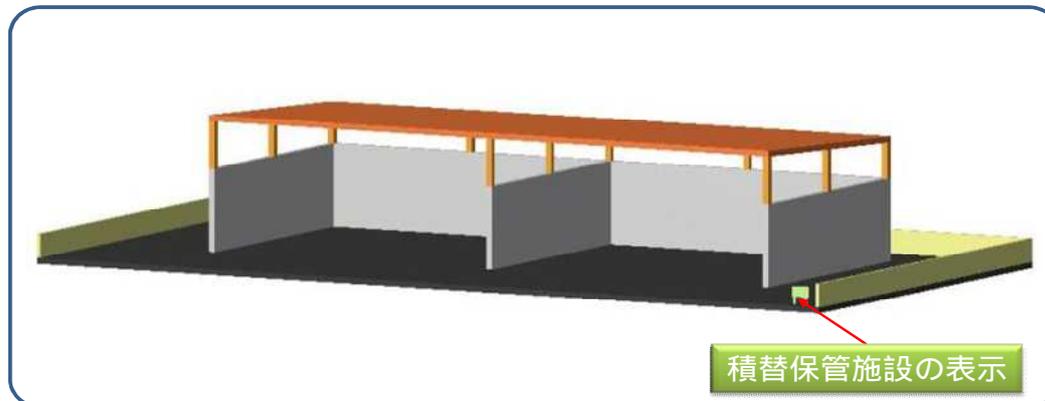


図2-2 積替保管場所の掲示板の設置位置（例）

第3章 中間処理の基準

3.1 特定一般廃棄物及び特定産業廃棄物の処理基準

【制度の概要】法第23条第1～2項

特定一般廃棄物又は特定産業廃棄物の処理を行う者は、廃棄物処理法に基づく廃棄物の処理基準に加えて、特別の処理基準（特定一般廃棄物処理基準、特定産業廃棄物処理基準）に従わなければならないこととされている。

3.1.1 特別の処理基準

（特定一般廃棄物処理基準）

規則第29条第2号

特定一般廃棄物の処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。以下この号において同じ。）に当たっては、次によること。

- イ 特定一般廃棄物の焼却、溶融、熱分解及び焼成を行う場合には、ろ過式集じん方式の集じん器等当該処分に伴い生じた排ガス中の事故由来放射性物質を除去する高度の機能を有する排ガス処理設備を備えている設備を用いて行うこと。
- ロ 特定一般廃棄物の保管を行う場合には、前号の規定の例によること。

（特定産業廃棄物処理基準）

規則第31条第2号

特定産業廃棄物の処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。）に当たっては、第二十九条第2号イ及びロの規定の例によること。

【対策の趣旨】

廃棄物の焼却、溶融、熱分解、焼成に伴い、放射性セシウムの一部は気化するが、その後、排ガスの冷却に伴い主にばいじん凝集・吸着することから、特定一般廃棄物又は特定産業廃棄物の焼却等を行う設備は、除じん効率の高い処理設備を備えている必要がある。

また、特定一般廃棄物又は特定産業廃棄物の処分のために、特定一般廃棄物又は特定産業廃棄物を保管する場合には、特定一般廃棄物又は特定産業廃棄物の保管場所であることがわかるよう、前掲「2.1.1 保管場所の掲示」と同様に掲示板を設置する必要がある。

【対策の例】

（排ガス処理設備）

高度の機能を有する排ガス処理設備としては、放射性セシウムを含むばいじんを十分に除去できるバグフィルター（ 3-1）、又は除じん効率を高める機能を有する設備（活性炭吹込装置、活性炭系吸着塔、消石灰吹込装置又は湿式ガス洗浄装置）が併設された電気集じん器（ 3-2）がばいじんの除去には効果的である。

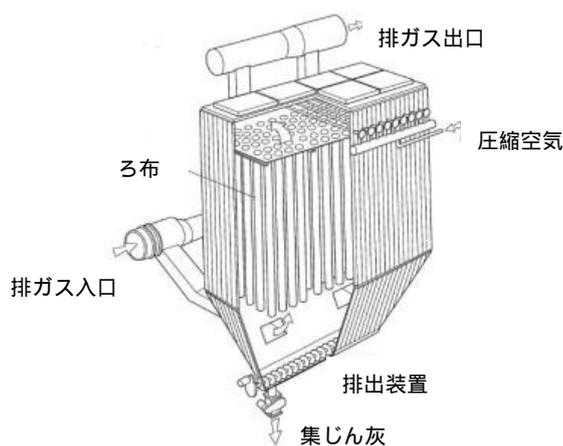


図 3-1 バグフィルター（例）

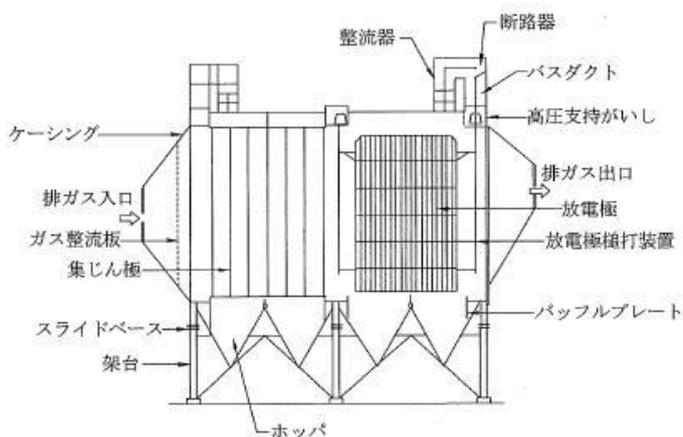


図 3-2 電気集じん器（例）

出典：ごみ処理施設整備の計画・設計要領（全国都市清掃会議）

（参考）バグフィルターによる放射性セシウムの除去について

- ・排ガス中に移行した放射性セシウムは、ダイオキシン類生成抑制のために冷却され、約 200 以下で制御されているバグフィルター付近では、主に塩化セシウムとして凝縮し固体状態になり、他の物質と一緒に凝集してばいじんになると考えられます。よって、ばいじんを除去できれば放射性セシウムも同時に除去可能です。ばいじんの平均粒径は数十 μm であり、バグフィルターでは $1/10 \mu\text{m}$ オーダーの粒子をカットできることから、ほぼ完全に放射性セシウムを除去できます。
- ・ろ布が全く破れないということはありませんが、そのような状況にならないように、ろ布にばいじんが堆積することによる圧力損失の上昇や、重さによるろ布の脱落等を防ぐために、表面の堆積層は「パルスジェット」と呼ばれる一時的な逆洗により順次払い落とされます。払い落とし時に若干のフィルター効果の低下は考えられますが、フィルター効果を維持するためにろ布にはプレコートがなされており、大きな影響はないといえます。また、払い落としは全てのろ布に同時に行われるわけではなく、順次行われるので、全体としてのフィルター効果は維持されます。

（（独）国立環境研究所「放射性物質の挙動からみた適正な廃棄物処理処分（技術資料）」より）

（排ガス処理設備の維持管理に関わる留意点）

（排ガス処理設備の性能把握）

- ・ばいじん濃度計や差圧計を設置し、排ガス処理設備に異常がないことを確認することが効果的である。
- ・ばいじん濃度等に異常値が確認されたときは、バグフィルターのろ布の一部の損傷や電気集じん器の異常等が生じているおそれがあるため、処理を直ちに停止して点検等を行い、必要な措置を講ずる。

（排ガス処理設備の点検・整備等）

- ・排ガス処理設備の点検、整備、交換等を行う際は、集じん部（ろ布・集じん部）等に付着しているばいじんを確実に払い落とすことがばいじんの飛散、流出防止に効果的である。

- ・点検・整備・交換等の実施後には、必要に応じて、HEPA フィルター付き掃除機等で堆積物を除去することが作業環境管理の点で効果的である。

(掲示板)

- ・特定一般廃棄物の保管場所であることを示す掲示板の例を図 3-3 に示す。なお、特定一般廃棄物の保管施設である旨を既存の掲示板へ追記することとしてもよい。特定産業廃棄物についても同様である。

特定一般廃棄物保管施設	
管理者の氏名 又は名称 及び連絡先	県市町 - ××××株式会社 管理責任者: :XXX-000-0000
保管する特定 一般廃棄物の 種類	ばいじん、焼却灰
最大保管高さ	1.8 m
最大保管量	360 m ³

図 3-3 中間処理施設に設置する保管場所の掲示板 (例)

【留意事項】

(事故由来放射性物質による汚染状況の調査)

- ・特定一般廃棄物又は特定産業廃棄物の処分の用に供される焼却施設等において発生したばいじん、焼却灰等は、法第 16 条第 1 項の規定により、事故由来放射性物質による汚染状況の調査を定期的実施し、その結果を環境大臣に報告する義務が課せられている。その結果、廃棄物の放射性セシウムの濃度が指定基準(8,000Bq/kg)を超過した場合は指定廃棄物となる。
- ・ばいじん、焼却灰等の放射性セシウムの濃度の測定は、「第一部 汚染状況調査方法ガイドライン」の方法で行う。

(処理の実施、運転管理に関わる留意点)

(前処理)

- ・焼却炉等に投入するための破碎処理を行う場合は、粉じん等の飛散防止の観点から、低速回転式破碎機での破碎処理、局所集じん装置の設置、HEPA フィルター付き掃除機等による周辺区域の清掃を行うことが効果的である。
- ・また、必要に応じて、破碎処理終了時に周辺の空間線量率を測定することが考えられる。

(ばいじん処理)

- ・ばいじんの飛散防止の観点から、ばいじんの処理は専用室内で行うとともに、必要に応じて適宜室内の空間線量率を測定し、HEPA フィルター付き掃除機等で堆積物を除去することが作業環境管理の点で効果的である。

3.2 特定一般廃棄物処理施設維持管理基準及び特定産業廃棄物処理施設維持管理基準

【制度の概要】法第24条第1～2項

特定一般廃棄物処理施設、特定産業廃棄物処理施設の設置者等は、当分の間、廃棄物処理法に基づく施設の維持管理基準に加えて、特別の維持管理基準（特定一般廃棄物処理施設維持管理基準、特定産業廃棄物処理施設維持管理基準）に従わなければならないこととされている。

3.2.1 特定一般廃棄物処理施設・特定産業廃棄物処理施設維持管理基準（中間処理施設）の内容

（特定一般廃棄物処理施設維持管理基準）

規則第33条

法第二十四条第一項の環境省令で定める特定一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準は、次のとおりとする。

- 一 一般廃棄物の焼却施設、溶融施設、熱分解施設又は焼成施設にあっては、次によること。
 - イ 処分に伴い生じた排ガスを排出する場合にあっては、次によること。
 - (1) 当該排ガスの排出口において当該排ガス中の事故由来放射性物質の濃度を監視することにより、事業場の周辺の大気中の別表第二の第一欄に掲げるそれぞれの事故由来放射性物質の三月間の平均濃度のその事故由来放射性物質についての第二欄に掲げる濃度に対する割合の和が一を超えないようにすること。
 - (2) 当該排ガス中の事故由来放射性物質の濃度を第二十五条第一項第五号口の環境大臣が定める方法により一月に一回以上測定し、かつ、記録すること。
 - ロ 処分に伴い生じた排水を放流する場合にあっては、次によること。
 - (1) 当該放流水の排水口において当該放流水中の事故由来放射性物質の濃度を監視することにより、事業場の周辺の公共の水域の水中の別表第二の第一欄に掲げるそれぞれの事故由来放射性物質の三月間の平均濃度のその事故由来放射性物質についての第三欄に掲げる濃度に対する割合の和が一を超えないようにすること。
 - (2) 当該放流水中の事故由来放射性物質の濃度を第二十五条第一項第六号口の環境大臣が定める方法により一月に一回以上測定し、かつ、記録すること。
- 八 事業場の敷地の境界において、放射線の量を第十五条第十一号の環境大臣が定める方法により七日に一回以上測定し、かつ、記録すること。
- 二 次に掲げる事項の記録を作成し、当該施設の廃止までの間、保存すること。
 - (1) 処分した特定一般廃棄物の種類及び数量
 - (2) 処分した特定一般廃棄物ごとの処分を行った年月日
 - (3) 処分した特定一般廃棄物ごとの受入先の場所及び処分後の持出先の場所の名称及び所在地
 - (4) イ(2)、ロ(2)及び八の規定による測定

(特定産業廃棄物処理施設維持管理基準)

規則第 35 条

法第二十四条第二項の環境省令で定める特定産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準は、次のとおりとする。

- 一 廃棄物処理令第七条第一号に掲げる施設にあっては、次によること。
 - イ 第三十三条第一号ロ及びハの規定の例によること。
 - ロ 次に掲げる事項の記録を作成し、当該施設の廃止までの間、保存すること。
 - (1) 処分した特定産業廃棄物の種類及び数量
 - (2) 処分した特定産業廃棄物ごとの処分を行った年月日
 - (3) 処分した特定産業廃棄物ごとの受入先の場所及び処分後の持出先の場所の名称及び所在地
 - (4) イの規定によりその例によることとされる第三十三条第一号ロ(2)及びハの規定による測定
- 二 廃棄物処理令第七条第三号、第五号、第八号、第十一号の二、第十二号又は第十三号の二に掲げる施設にあっては、第三十三条第一号イからニまでの規定の例によること。

【対策の趣旨】

(排ガス及び排水中の放射性セシウムの濃度測定)

- ・ 特定一般廃棄物処理施設、特定産業廃棄物処理施設については、周辺大気中への排ガス及び周辺の公共水域への排水中の放射性セシウムの濃度を 1 月に 1 回以上測定することにより、周辺の生活環境や人の健康に影響がないことを確認する必要がある。なお、特定産業廃棄物処理施設である汚泥の脱水施設等排ガスが発生しない施設については、排ガス中の放射性セシウムの濃度を測定する必要はない。
- ・ 処分に伴い生ずる排ガス又は排水によって、事業場周辺の大気中又は公共の水域の水中の放射性セシウムの濃度について、3 ヶ月間の平均濃度が以下の式により算出した値（セシウム 134 とセシウム 137 の各濃度限度に対する割合の和）が 1 を超えることがないように管理する必要がある。

大気中の放射性セシウムの濃度

$$\frac{{}^{134}\text{Cs の濃度 (Bq/m}^3\text{)}}{20 \text{ (Bq/m}^3\text{)}} + \frac{{}^{137}\text{Cs の濃度 (Bq/m}^3\text{)}}{30 \text{ (Bq/m}^3\text{)}} \leq 1$$

公共の水域中の放射性セシウムの濃度

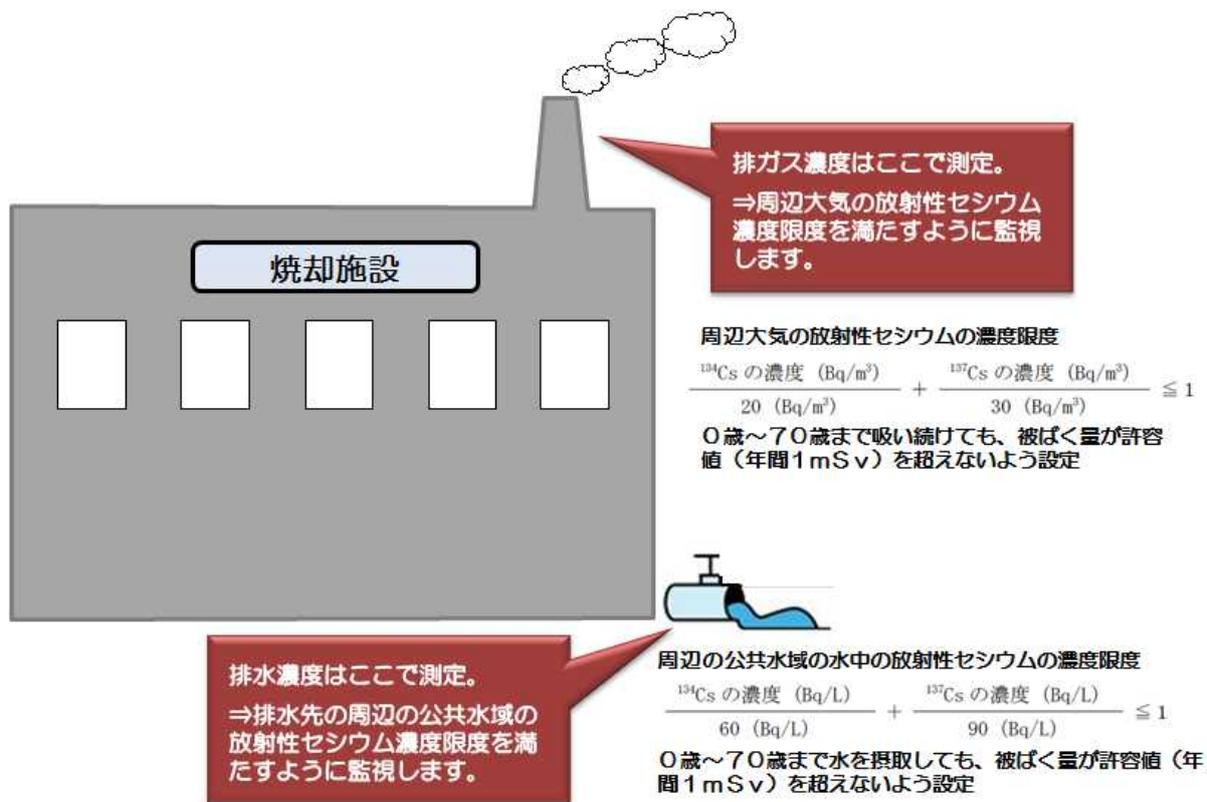
$$\frac{{}^{134}\text{Cs の濃度 (Bq/L)}}{60 \text{ (Bq/L)}} + \frac{{}^{137}\text{Cs の濃度 (Bq/L)}}{90 \text{ (Bq/L)}} \leq 1$$

- ・ 事業場周辺の大気中の放射性セシウムの濃度は、当該施設の煙突又は集じん器出口において濃度を測定することにより監視する。放射能濃度の測定と測定結果の管理は、「第五部 放射能濃度等測定方法ガイドライン」第 3 章の方法で行う。
- ・ また、事業場周辺の公共の水域への放流水の水中の放射性セシウムの濃度は、当該施設の排

水口において濃度を測定することにより監視する。放射能濃度の測定と測定結果の管理は、「第五部 放射能濃度等測定方法ガイドライン」第5章の方法で行う。

(参考)

- ・周辺大気及び周辺の公共水域の水中の放射性セシウムの濃度限度は、0歳から70歳まで摂取し続けても被ばく量が一般公衆の許容限度である年間1 mSvを超えないように設定されています。
- ・特措法に基づく中間処理施設の維持管理基準では、放射性セシウムの濃度限度を周辺大気及び周辺の公共水域の水中で満たすことが求められていますが、実際の処理にあたっては、周辺大気及び周辺の公共水域の水中の濃度限度を遵守できるよう、排ガス及び排水の監視測定を排ガス及び排水の排出口で行います。



(空間線量率の測定)

- ・廃棄物処理業者等以外の者に係る放射線防護のための措置が適切に講じられていることを確認するため、処分を行う事業場の敷地境界において空間線量率を測定し、記録する必要がある。空間線量率の測定と測定結果の管理は、「第五部 放射能濃度等測定方法ガイドライン」第2章の方法で行う。
- ・なお、廃棄物の受入れを開始する前に、敷地境界において、バックグラウンド測定を行う。すでに廃棄物を受け入れ、焼却施設等が稼働している場合のバックグラウンド測定は、当該施設から十分離れた地点において行う。

- ・ これらの測定によって、敷地境界における追加線量が $0.19 \mu\text{Sv/h}^{-1}$ (年間 1mSv) を超えない値であることを確認する。ただし、周辺の空間線量率が比較的高い地域においては、敷地境界付近の空間線量率を周辺と同等なレベルで管理する。また、追加線量を可能な限り低減させるよう、本ガイドラインを遵守する。

(記録の作成、保存)

記録の作成、保存は廃棄物処理の一連の流れの透明性の確保や管理のために重要であり、記録は施設が廃止されるまでの間、保存する必要がある。

【対策の例】

記録の保管場所は、現地の事務所若しくは現地に事務所が存在しない場合には、直近の事務所とすることが考えられる。

記録する内容は、処分する特定一般廃棄物又は特定産業廃棄物の種類及び数量、処分を行った年月日、受入先の場所、処分後の持出先の場所の名称及び所在地であるが、このうち処分後の持出先等の記録は、運搬を行った車両ごとに管理することが考えられる。

【留意事項】

特定一般廃棄物又は特定産業廃棄物の焼却施設等において発生したばいじん、焼却灰等は、法第 16 条の規定により、事故由来放射性物質による汚染状況の調査を行う必要がある。その結果、放射性セシウムの濃度が法第 17 条に規定する指定基準 ($8,000\text{Bq/kg}$) を超過して環境大臣の指定を受けた場合は指定廃棄物となることに留意する必要がある。

また、当然ながら、特定一般廃棄物処理施設又は特定産業廃棄物処理施設については、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法等の環境法令において排出基準、測定義務等が規定されていることに留意する必要がある。

追加被ばく線量年間 1mSv は、1 日のうち屋外に 8 時間、屋内 (遮へい効果 (0.4 倍) のある木造家屋) に 16 時間滞在するという生活パターンを仮定し、一時間あたりに換算すると、以下の計算式から $0.19 \mu\text{Sv/h}$ と考えられる。 $0.19 \mu\text{Sv/h} \times (8 \text{ h} + 0.4 \times 16 \text{ h}) \times 365 \text{ 日} = 1 \text{mSv/y}$

第4章 埋立処分の基準

4.1 特定一般廃棄物及び特定産業廃棄物の埋立処分に係る基準

【制度の概要】法第23条第1、2項、第24条第1、2項

特定一般廃棄物、特定産業廃棄物の処理を行う者は、当分の間、廃棄物処理法に基づく廃棄物の処理基準及び維持管理基準に加えて、特別の処理基準（特定一般廃棄物処理基準、特定産業廃棄物処理基準）に従わなければならないこととされている。

< 特定一般廃棄物及び特定産業廃棄物の埋立処分に係る基準の概要 >

特定一般廃棄物及び特定産業廃棄物の埋立処分に係る基準の概要は、**図4-1**のとおりである。

以下、「4.1.1 廃棄物処理法の埋立処分基準との対比」において廃棄物処理法の埋立処分基準との対比を、「4.1.2 基準の内容」において基準の内容を解説する。

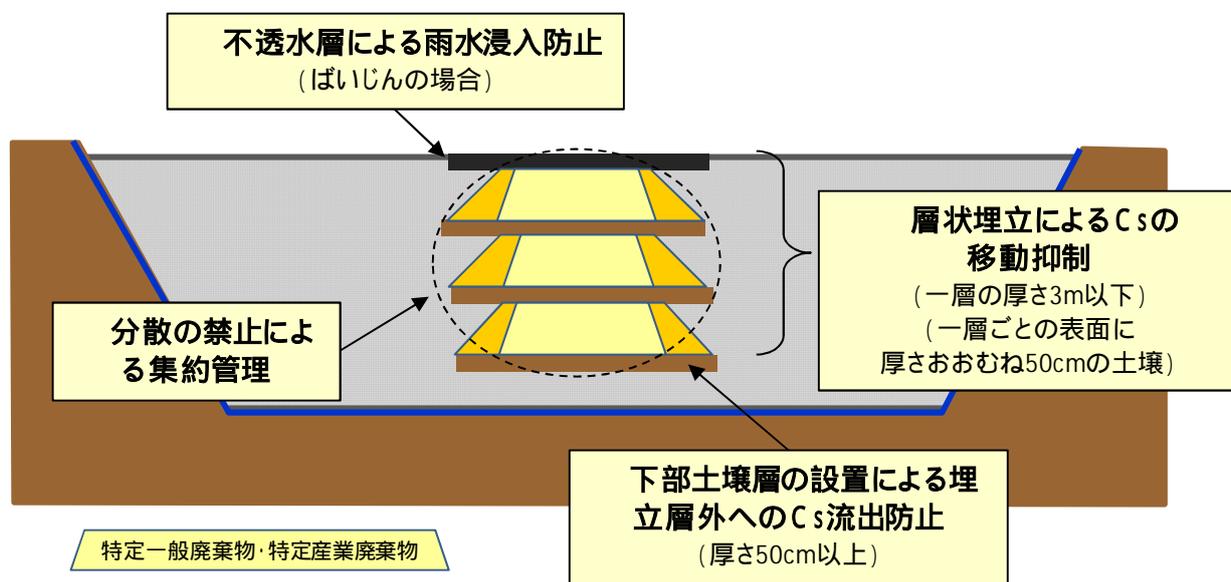


図4-1 特定一般廃棄物及び特定産業廃棄物の埋立処分に係る基準の概要

4.1.1 廃棄物処理法の埋立処分基準との対比

特定一般廃棄物又は特定産業廃棄物の埋立処分を行う場合には、廃棄物処理法に基づく処理基準及び維持管理基準が適用されるとともに、特措法施行規則で定める特別処理基準及び特別維持管理基準が適用される。

廃棄物処理法に規定される基準と特措法で定める基準について、概要を項目ごとに整理したものを表4-1に示す。

なお、ばいじんに含まれる放射性セシウムには溶出しやすいものもあるため、ばいじんを埋め立てる際には、雨水が浸入しないような措置を講じる必要がある（表4-2）。

表 4-1 廃棄物処理法及び特措法による埋立処分基準の概要

		廃棄物処理法による基準	特措法による基準（上乘せ）	
埋立処分基準	表示等	周囲の囲い 一般廃棄物又は産業廃棄物の処分の場所であることを表示	特定一般廃棄物又は特定産業廃棄物の処分の場所であることを表示	
	方法	地中にある空間を利用する処分の方法により行ってはならない		廃棄物層の下に厚さ 50cm 以上の土壌を敷設（土壌の層が 2 層以上ある場合はその合計）
		（熱しゃく減量 15%以下に焼却したものを除き）廃棄物の一層の厚さが 3 m 以下で一層ごとに 50cm の覆土を（土砂）敷設		（熱しゃく減量 15%以下に焼却したのものについて）廃棄物の一層の厚さが 3 m 以下で一層ごとに 50cm の覆土を敷設
		（石綿含有廃棄物の場合） 一定の場所で分散しないように埋立て 飛散流出しないように、表面を土砂で覆う等必要な措置を講ずる		（石綿含有廃棄物に限らず） 一定の場所で分散しないように埋立て
		（汚泥等の場合） あらかじめ焼却又は熱分解を行う、含水率 85%以下にする等の措置を行うこと		
		（ばいじん、感染性廃棄物等の場合） あらかじめ環境大臣の定める基準に適合すること		
		（ばいじんの場合）表 4-2 参照		（ばいじんの場合）表 4-2 参照
		設備、管理等	浸出液による汚染の防止設備の設置（遮水工、集排水設備、浸出液処理設備、地表水の流入防止） その他の措置（放流水及び周縁地下水の水質維持） 埋立地には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること	
	埋立終了時の措置	表面を土砂等で覆い開口部を閉鎖		
	維持管理基準	地下水測定	地下水等検査項目、ダイオキシン類を埋立開始前及び年 1 回以上測定 電気伝導率又は塩化物イオンを埋立開始前及び月 1 回以上測定	放射性セシウムの濃度を埋立開始前及び月 1 回以上測定
放流水測定		排水基準項目、ダイオキシン類を年 1 回以上測定 pH, BOD, COD, SS, T-N を月 1 回以上測定	放射性セシウムの濃度を月 1 回以上測定	
空間線量率測定			埋立地敷地境界の放射線量を 7 日に 1 回以上測定（埋立終了後は月 1 回以上）	
記録		埋立物の種類と量、維持管理上の点検、検査と措置内容 （石綿含有一般廃棄物を埋め立てた場合は埋立位置の図面）	埋立物の種類と量、埋立処分を行った年月日、維持管理上の測定、検査の記録と措置内容、埋立位置の図面	
記録の保管		廃止まで保管	廃止まで保管	

概要を示したものであり、詳細は廃棄物処理法及び特措法の規定を参照のこと。

表 4-2 廃棄物処理法及び特措法による埋立処分の基準の概要（ばいじんについて）

	廃棄物処理法による埋立処分基準	特措法による埋立処分基準（上乘せ）
ばいじんの埋立て	ばいじん等が大気中に飛散しないように、あらかじめ、水分を添加し、固型化し、こん包する等必要な措置を講ずること。 埋め立てるばいじん等が埋立地の外に飛散し、及び流出しないように、その表面を土砂で覆う等必要な措置を講ずること。	埋め立てたばいじんに雨水が浸入しないように必要な措置を講ずること。

4.1.2 基準の内容（規則第 29 条、規則第 31 条）

（特定一般廃棄物処理基準）

規則第 29 条

法第二十三条第一項の環境省令で定める特定一般廃棄物の処理の基準は、次のとおりとする。

三 特定一般廃棄物の埋立処分に当たっては、次によること。

（特定産業廃棄物処理基準）

規則第 31 条

法第二十三条第二項の環境省令で定める特定産業廃棄物の処理の基準は、次のとおりとする。

三 特定産業廃棄物の埋立処分に当たっては、次によること。

(1) 埋立処分

表示

（特定一般廃棄物処理基準）

規則第 29 条第 3 号

イ 埋立処分は、次のように行うこと。

(1) 特定一般廃棄物の処分の場所であることの表示がされている場所で行うこと。

（特定産業廃棄物処理基準）

規則第 31 条第 3 号

イ 第二十九条第三号イの規定の例によること

【対策の趣旨】

特定一般廃棄物又は特定産業廃棄物を埋立処分する埋立地に、特定一般廃棄物の最終処分場又は特定産業廃棄物の最終処分場であることを表示する必要がある。

【対策の例】

一般廃棄物の最終処分場又は産業廃棄物の最終処分場であることを表記している既存の掲示板へ、図 4-2 に示すように「特定一般廃棄物の最終処分場」又は「特定産業廃棄物の最終処分場」であることを追記することとしてもよい。

一般廃棄物の最終処分場 特定一般廃棄物の最終処分場		産業廃棄物の最終処分場 特定産業廃棄物の最終処分場	
一般廃棄物の種類		産業廃棄物の種類	
埋立処分の期間	平成 年 月 ~ 平成 年 月	埋立処分の期間	平成 年 月 ~ 平成 年 月
管理者名		管理者名	
	連絡先		連絡先

図 4-2 埋立地の表示 (例)

下部土壌層の敷設

(特定一般廃棄物処理基準)

規則第 29 条第 3 号

イ 埋立処分は、次のように行うこと。

(2) 埋立地のうちの厚さ(敷設された土壌の層が二以上ある場合にあっては、それらの層の合計の厚さとする。)がおおむね五十センチメートル以上の土壌の層が敷設された場所において行うこと。

(特定産業廃棄物処理基準)

規則第 31 条第 3 号

イ 第二十九条第三号イの規定の例によること

【対策の趣旨】

放射性セシウムは土壌に吸着しやすいことから、特定一般廃棄物又は特定産業廃棄物を埋め立てる場合においては、放射性セシウムの埋立層周辺への流出を防止するために、廃棄物の下層におおむね 50cm 以上の土壌層を敷設する必要がある。

【対策の例】

(既存の廃棄物層の上に埋立てを行う場合)

- ・ 特定一般廃棄物又は特定産業廃棄物を既存の廃棄物層の上に埋め立てる場合は、50cm 以上の土壌を敷設する必要がある。また、不同沈下を抑制するためにあらかじめ既存の廃棄物層を十分に締め固めるか盛土補強工法(ジオテキスタイル)を行った上で埋立てを行うことが効果的である(図 4-3)。

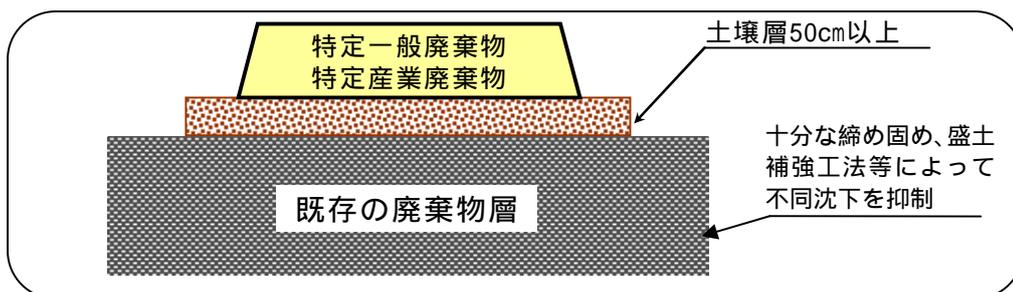


図 4-3 既存の廃棄物層の上に埋立てを行う場合

(使用する土壌について)

- ・特定一般廃棄物又は特定産業廃棄物の埋立処分に際し、廃棄物層の下部に敷設する土壌層は、仮に放射性セシウムが溶出しても土壌の層で吸着させ、放射性セシウムの埋立層周辺への流出を防止するためのものであるが、浸出水を通過させることで吸着能を発揮できることから、浸出水が滞留することがないように適切な透水性を有する土壌を選択することが重要である。
- ・使用する土壌については、以下の点に留意すること。

➤土壌の選定にあたっては、次のいずれかを基準とすること。

ア 土の種類には様々なものがあるが、放射性セシウムを吸着する能力があり、かつ、ほどよい透水性を有する土壌としては細粒分含有率が5%～15%^{*1}の土壌を選択すること(参考表を参照)

イ 放射性セシウムの吸着試験^{*2}を行うこと等により、適切な吸着能^{*3}を有する土壌であることを確認すること。

*1 細粒分が5%未満の砂や礫のみでは透水係数が大きすぎることから、土壌層下部から放射性セシウムが溶出した水が漏れ出す可能性があるため、土壌層には適していない。逆に、細粒分が多い粘土質土壌等は、ほどよい透水性を有しておらず、土壌層上面で浸透水が滞留する可能性があるため、これも土壌層には適していない。

*2 吸着試験方法については、(独)国立環境研究所「放射性物質の挙動からみた適正な廃棄物処理処分(技術資料)」における放射性セシウムの土壌等への吸着特性等の資料を参照する。

一定条件下で作製した放射性セシウム又は安定セシウムの溶出液を、容器内で土壌と混合、水平振とうし、振とう後の土壌のセシウム吸着量と、そのときの溶出液のセシウム平衡濃度から、土壌の分配係数(=値が大きいほど放射性セシウムに対する吸着性が高いことを意味する。)を求めるなど。

*3 分配係数の高い土壌を使うと、放射性セシウムの通過を大幅に遅延し、放射能の自然減衰の効果を期待できる。珪砂5号、茨城真砂土、埼玉覆土、ベントナイトを用いて放射性セシウムの吸着試験を行った結果、各分配係数(mL/g)は、4.52、13.0、34.4、64.1となり、放射性セシウムの吸着能は、珪砂5号<茨城真砂土<埼玉覆土<ベントナイトの順に高くなるという試験結果がある。((独)国立環境研究所資料より)

➤なお、適切な土壌がない場合、ゼオライト等の吸着特性の良い材料を現地発生土等と混合する等して作られた吸着層を用いることも考えられる。

(施工にあたっての留意点等)

- ・施工にあたっては、以下の点に留意すること。

➤土壌の敷設にあたっては、層状に敷きならし転圧することが下部土壌層の均質化を図るために効果的である。ただし、過転圧により土壌層の透水性を悪化させないように留意すること。

➤土壌層の敷きならし厚や仕上がり高を管理するために、適切な施工監理を行うこと。

➤土壌層敷設の施工時、降雨の影響により土壌層が流出したり軟弱化したりしないよう留意すること。

(参考表) 日本統一土質分類の定義

簡易分類名	土質名	定義又は説明			
礫	礫 粗礫 中礫 細礫 砂礫	細粒分が 5%未満	ほとんどの粒子が 2~75mmの場合 " 20~75mmの場合 " 5~20mmの場合 " 2~5mmの場合 かなりの砂分を含む礫		
	シルト 粘土 有機質土 火山灰 } 混り { 礫 粗礫 中礫 細礫 砂礫	細粒分が 5%以上 15%未満	細粒分がシルト " 粘土 " 有機質土 火山灰質粘土		
礫質土	シルト 粘土 有機質土 火山灰 } 質 { 礫 粗礫 中礫 細礫 砂礫	細粒分が 15%以上 50%未満	細粒分がシルト " 粘土 " 有機質土 " 火山灰質粘土		
砂	礫混り砂 砂 粗砂 細砂	細粒分が 5%未満	礫を含む砂 ほとんどが 74 μ m~2.0mmの場合 " 0.42mm~2.0mmの場合 " 74 μ m~0.42mmの場合		
	シルト 粘土 有機質土 火山灰 } 混り { 砂 粗砂 細砂	細粒分が 5%以上 15%未満	細粒分がシルト " 粘土 " 有機質土 " 火山灰質粘土		
砂質土	シルト 粘土 有機質土 火山灰 } 質 { 砂 粗砂 細砂	細粒分が 15%以上 50%未満	細粒分がシルト " 粘土 " 有機質土 " 火山灰質粘土		
シルト	砂質シルト シルト 粘土質シルト	細粒分が 50%以上	砂分が目立つ	ダイレンタンシー現象が 顕著で乾燥強さが低い	WL < 50
			砂分が目立たない	シルトとシルト質粘土の 中間的	WL 50
粘性土	砂質シルト シルト質粘土 粘土	細粒分が 50%以上	砂分が目立つ	ダイレンタンシー現象が なく、乾燥強さが高い、 又は中くらい	WL < 50
			砂分が目立たない		WL 50
有機質土	有機質シルト 有機質シルト粘土 有機質砂質粘土 有機質粘土	細粒分が 50%以上	有機成分を 含み、黒色 又は暗色で 有機臭があ る	無機成分はシルト 無機成分はシルト質粘土 無機成分は砂質粘性土	WL < 50
	黒ぼく、関東ローム(黒色) など			無機成分は粘土	WL 50
火山灰質粘土	灰土 関東ロームなどの 各地のローム			無機成分に火山灰質粘土	
高有機質土	泥炭など 黒泥など			火山灰質粘土で W < 80 " WL 80	
				繊維質の高有機質土 分解の進んだ高有機質土	

(埋立位置)

- ・埋立物が雨水に浸漬し、放射性セシウムが水中に溶出することを防止するために、処分場中の水が溜まりやすい場所を避けて埋立てを行うことが重要である。
- ・既存の最終処分場での埋立てに当たっては、埋立場所を浸出水集排水管や処分場内部法面の底面位置からできる限り離れた場所とするため最下層ではなく既存の廃棄物層の上に埋め立てることが重要である(図4-4)。
- ・埋立地に設置されているガス抜き設備周辺や法面周辺は水みちとなりやすいため、これらの場所から離れた場所に、特定一般廃棄物又は特定産業廃棄物を埋め立てることも重要である。
- ・なお、水が溜まりやすい場所で埋立てを行わざるを得ない場合には、既存の廃棄物層の上に廃棄物等を積み上げることにより底盤を嵩上げし、その上に土壌を敷設し埋め立てることが重要である(図4-5)。
- ・また、埋め立てる廃棄物と雨水が接触しないよう、速やかに雨水を排除するため、他の埋立層と段差を設けることも効果的である。
- ・処分場内の広い範囲を占有して特定一般廃棄物又は特定産業廃棄物の埋立てを行う場合であっても、雨水との接触を回避するため、処分場底面の浸出水集排水管や処分場内部法面の底部に直接埋立てを行わないこと、下部土壌層の設置や一層ごとの中間覆土を徹底すること、周辺に法面がある場合など特に雨水浸入の懸念がある場合は、ばいじん以外の廃棄物の埋立てであっても雨水との接触を抑制するための措置を講ずることが重要である。

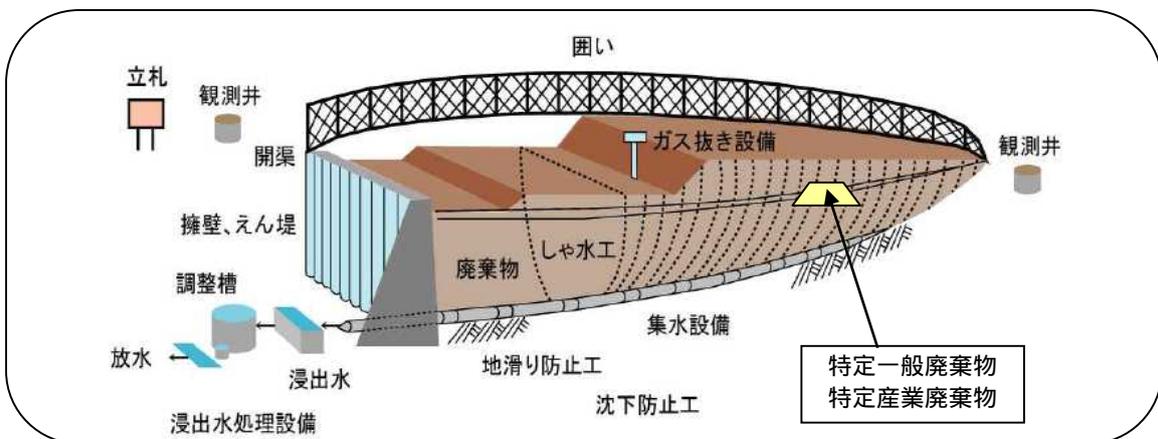


図 4-4 既設管理型最終処分場での埋立場所の例

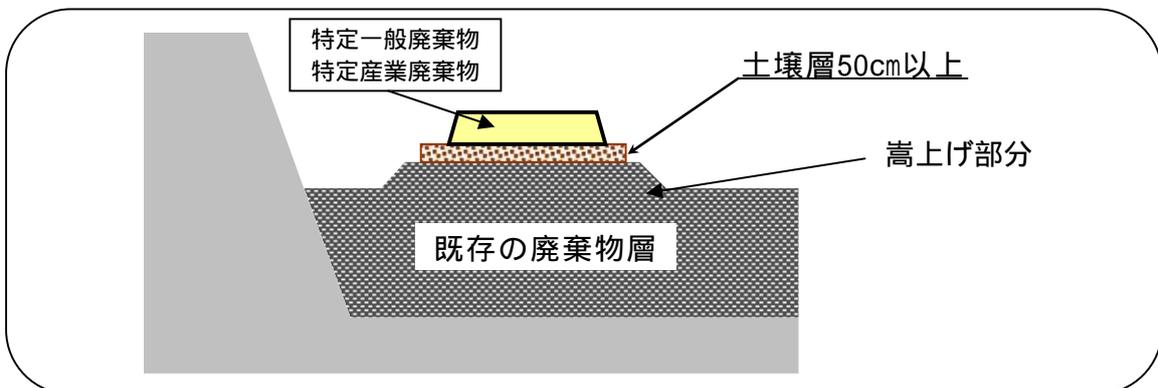


図 4-5 嵩上げ埋立区画のイメージ図

分散の禁止

(特定一般廃棄物処理基準)

規則第 29 条第 3 号

イ 埋立処分は、次のように行うこと。

(3) 最終処分場のうちの一定の場所において、かつ、特定一般廃棄物が分散しないよう
に行うこと。

(特定産業廃棄物処理基準)

規則第 31 条第 3 号

イ 第二十九条第三号イの規定の例によること。

【対策の趣旨】

最終処分場における放射性セシウムの管理の観点から、特定一般廃棄物又は特定産業廃棄物を埋立処分する場合は、最終処分場のうちの一定の場所において、特定一般廃棄物又は特定産業廃棄物が分散しないように埋立てを行う必要がある。

【対策の例】

- ・ 特定一般廃棄物又は特定産業廃棄物の埋立てに当たっては、埋立場所を一定の場所に定める必要があるが、これに加えて、埋立位置を管理しやすくするため他の廃棄物と区分し、集積させて埋め立てることが効果的である。
- ・ そのため、処分場の一画に埋立区画を設け、他の廃棄物との境を土壌で覆って仕切ることが考えられる。この場合、仕切りの土壌としては下部土壌層に用いる土壌と同様に細粒分含有率 5% ~ 15% のもの等を用いる。
- ・ 埋立後であっても現地で埋立位置が判るようにする方法として、区画の境をシート等で覆うことも考えられる (図 4-6)。

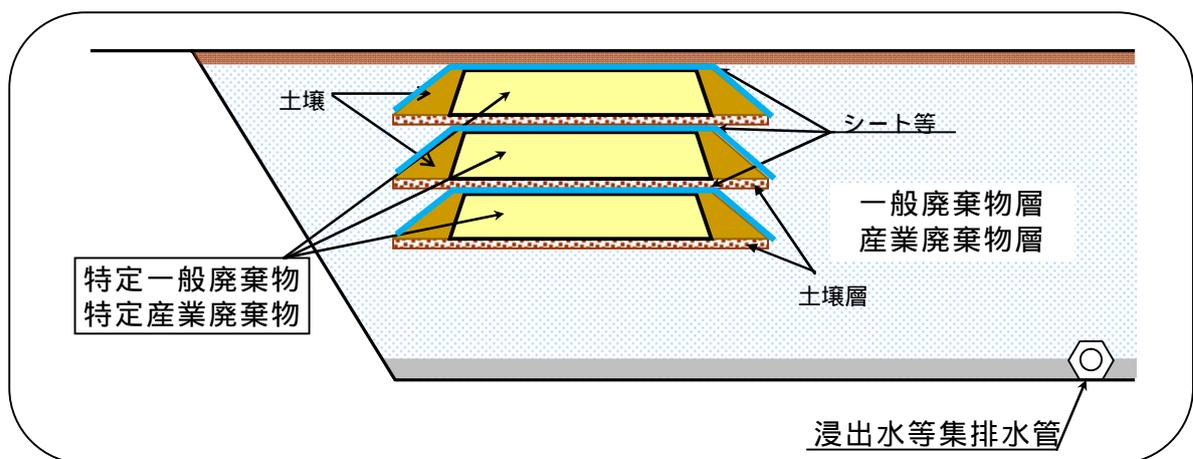


図 4-6 埋立区画の位置イメージ図 (処分場の一定区画に埋め立てる場合)

(2) 層状埋立

(特定一般廃棄物処理基準)

規則第 29 条第 3 号

- 口 熱しゃく減量十五パーセント以下に焼却した一般廃棄物（特定一般廃棄物であるものに限る。）の埋立処分を行う場合には、当該一般廃棄物の一層の厚さは、おおむね三メートル以下とし、かつ、一層ごとに、その表面を土壌でおおむね五十センチメートル覆うこと。

(特定産業廃棄物処理基準)

規則第 31 条第 3 号

- 口 特定産業廃棄物を含む産業廃棄物の埋立処分を行う場合（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。以下「廃棄物処理令」という。）第六条第一項第三号ヲ本文に規定する場合を除く。）には、当該産業廃棄物の一層の厚さは、おおむね三メートル以下とし、かつ、一層ごとに、その表面を土壌でおおむね五十センチメートル覆うこと。

【対策の趣旨】

特定一般廃棄物又は特定産業廃棄物の埋立処分にあたっては、溶出した放射性セシウムの移動を抑える観点から、廃棄物の性状に関わらず、廃棄物の一層の厚さを概ね 3 m 以下とし、一層ごとに厚さが概ね 50cm の土壌で覆う必要がある。

【対策の例】

- ・放射性セシウムを土壌に確実に吸着させるため、一定間隔ごとに廃棄物の表面を土壌で覆う必要がある。既に廃棄物処理法の処理基準においては、一般廃棄物（熱しゃく減量 15% 以下に焼却したものを除く。）及び腐敗性の産業廃棄物（熱しゃく減量 15% 以下に焼却したものと及びコンクリート固型化を行ったものを除く。）について土砂による層状埋立ての規定があるが、特定一般廃棄物又は特定産業廃棄物の埋立処分に当たっては、土壌を用いて層状埋立てをすることが重要である。
- ・また、土壌による覆いは、放射線の遮蔽及び放射性物質の飛散防止に対しても効果的である。
- ・埋立層の安定性を向上させ、側面からの水の浸透や放射性セシウムが溶出した場合の流出を抑制するために、埋め立てる廃棄物を覆う土壌の幅及び下部土壌層（4.1.2(1)）の幅は、埋立層（廃棄物）の端部から横に 3 m 以上広げた範囲（他の廃棄物の埋立てによって側部の土壌が流出することのないよう留意して設置）とすることが考えられる（図 4-7）。
- ・なお、用いる土壌については、下部土壌層（4.1.2(1)）に用いる土壌と同様に、細粒分含有率 5% ~ 15% のもの等を用いる。
- ・毎日の埋立作業の終了時には、廃棄物の飛散や雨水の浸入を抑制するため、即日覆土や、不透水性のシート等での被覆等の措置を適切に講ずることが効果的である。

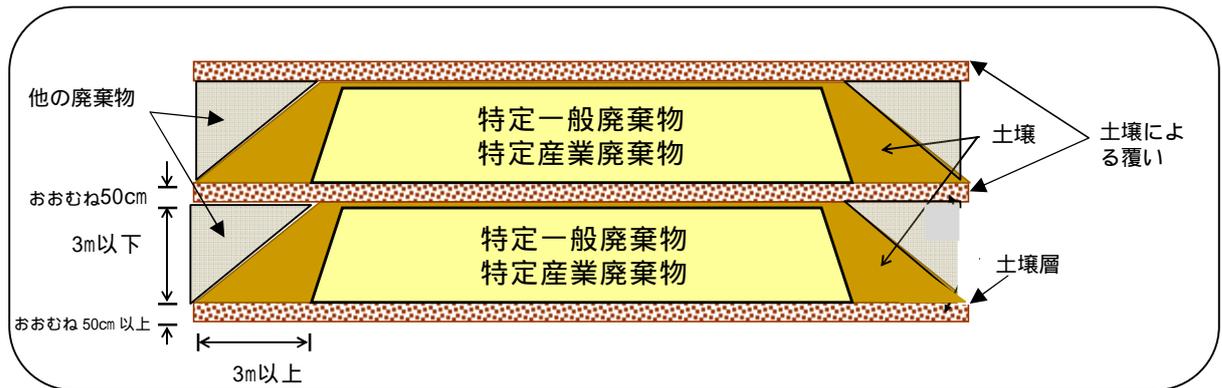


図 4-7 層状埋立のイメージ図

(施工にあたっての留意点等)

- ・ 施工にあたっては、以下の点に留意すること。
 - 側面の土壌については、その周囲に他の廃棄物等が埋め立てられるまでの間、当該土壌の法面が露出することになるため、降雨等により法面の土壌が流出し崩壊することがないように、適度な締め固めと、雨水の浸入防止を図ること。

(3) ばいじんの埋立処分

(特定一般廃棄物処理基準)

規則第 29 条第 3 号

- ハ ばいじん (特定一般廃棄物であるものに限る。) の埋立処分を行う場合には、当該ばいじんに雨水が浸入しないように必要な措置を講ずること。

(特定産業廃棄物処理基準)

規則第 31 条第 3 号

- ハ ばいじん (特定産業廃棄物であるものに限り、公共下水道又は流域下水道に係る終末処理場に係る流動床式焼却設備から生じたものを除く。) の埋立処分を行う場合には、第二十九条第三号ハの規定の例によること。

【対策の趣旨】

ばいじんには放射性セシウムの溶出率が高いものがあることから、特定一般廃棄物又は特定産業廃棄物であるばいじんの埋立処分を行う場合には、雨水と接触して放射性セシウムが流出しないよう雨水浸入防止のための措置を講ずる必要がある。

【対策の例】

雨水浸入防止のための措置として、埋め立てたばいじんの上面を不透水層 (透水性の低い粘性土壌層や遮水シート等の不透水層) で覆う等の措置が効果的である。

(埋立中の措置)

- ・降雨が予想される場合には、雨水の浸入を抑制するため、表面を不透水性のシート等で覆うこと等が効果的である。

(ばいじんの埋立終了時の措置)

- ・ばいじんの埋立終了時には、その埋立区画への雨水の浸透を抑制するため、ばいじんの埋立てが終了した区画の上部を遮水シートや粘性土層等の不透水層で覆う等の措置が必要である。
- ・さらに、側面等からの水の浸透を抑制するために、不透水層の幅は、ばいじんを埋め立てた層の端部から横に3 m以上広げた範囲とすることが考えられる。
- ・不透水層の上部に他の廃棄物を埋め立てない場合には、降雨時の表流水を埋立区画の外に排除させるために、不透水層の表面に土壌等で勾配(5%程度。万一沈下した場合であっても2%程度の勾配を確保)を設けることが、効果的である(図4-8)。
- ・不透水層の上部にばいじん以外の廃棄物を埋め立てた後に埋立てを終了する場合には、降雨時の表流水を埋立区画の外に排除させるために、ばいじん以外の廃棄物層の表面に土壌等で勾配(5%程度。万一沈下した場合であっても2%程度の勾配を確保)を設けることが効果的である。(図4-9)

不透水層について

ばいじん埋立終了時に用いる不透水層としては、ベントナイト等の粘土層又は合成樹脂系やベントナイト系の遮水シート、水密性アスファルト等が考えられる。

粘性土層としてベントナイト混合土を使用する場合には、ベントナイト配合率等の管理や十分な締め固めを行うなど、透水係数がおおむね 10^{-6} cm/sとなるよう施工する必要がある。

また、合成樹脂系の遮水シートを敷設する場合には、突起物や重機の走行等によるシートの破損の可能性もあることから、不織布等の保護マットの設置や、土壌の敷設等によりシート保護のための措置を講ずる必要がある。さらには、遮水シートの繋ぎ部の接合(融着等)にも注意する必要がある。

(その他)

- ・埋立ては、水が溜まりにくい場所において、セル方式で行い、即日覆土を行うことが効果的である。

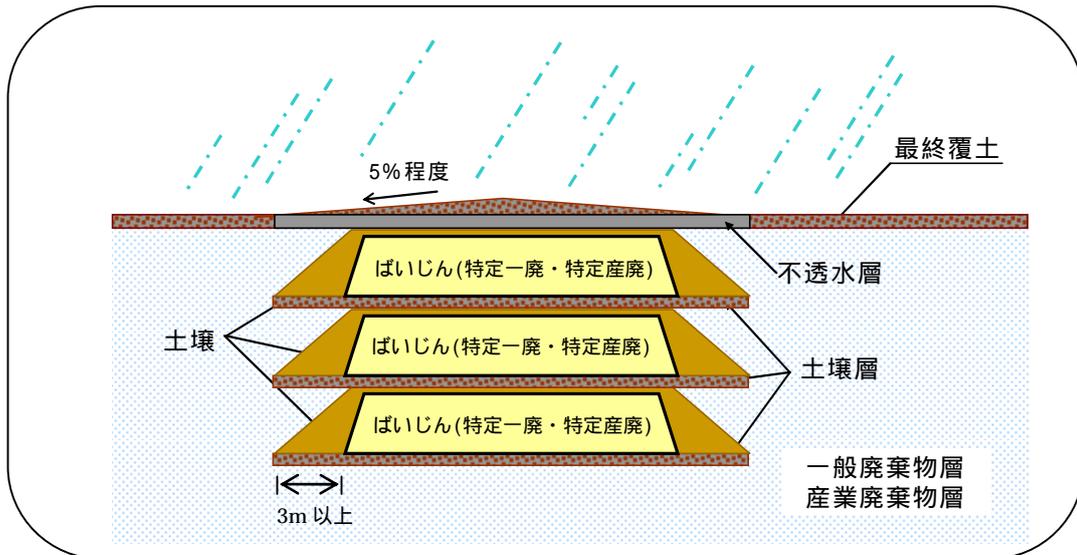


図 4-8 埋立終了時の措置イメージ図(1)

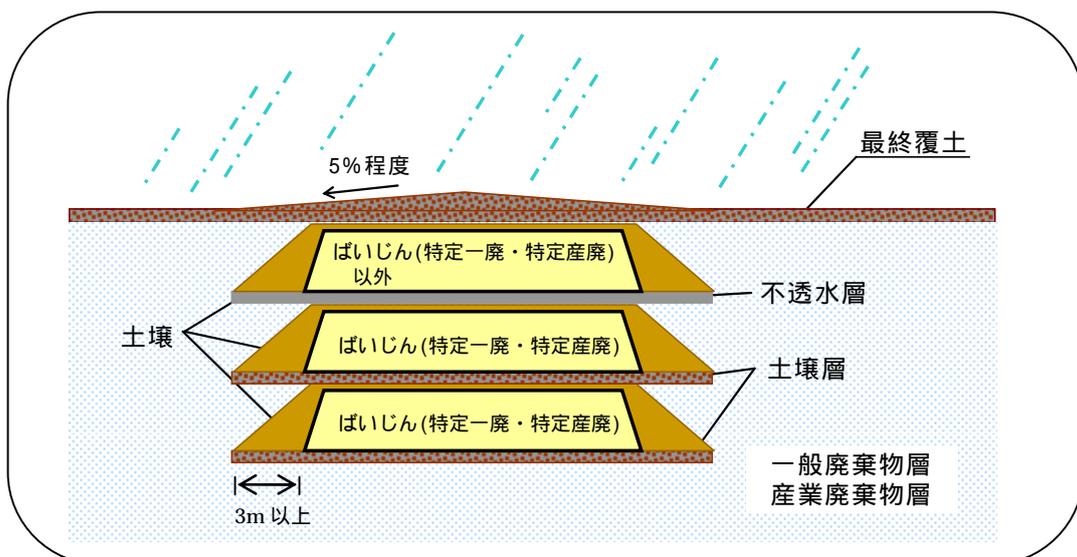


図 4-9 埋立終了時の措置イメージ図(2)

【その他の留意事項】

ばいじん以外であっても、放射性セシウムが溶出しやすい廃棄物については、同様の措置を講じることが重要である。

(4) 層状埋立及び下部土壌層を不要とする特定一般廃棄物及び特定産業廃棄物
公共の水域及び地下水の汚染を生じさせるおそれがないものの埋立処分

(特定一般廃棄物処理基準)

規則第 29 条第 3 号

二 次に掲げる場合には、イ(2)、ロ及びハに掲げる基準は、適用しないこと。

(1) 事故由来放射性物質による公共の水域及び地下水の汚染を生じさせるおそれのないものとして環境大臣が定める要件 に該当する特定一般廃棄物のみの埋立処分を行う場合

(特定産業廃棄物処理基準)

規則第 31 条第 3 号

二 次に掲げる場合には、イの規定によりその例によることとされる第二十九条第三号イ(2)、ロ及びハの規定によりその例によることとされる同号ハに掲げる基準は、適用しないこと。

(1) 第二十九条第三号二(1)の環境大臣が定める要件 に該当する特定産業廃棄物のみの埋立処分を行う場合

【対策の趣旨】

放射性セシウムによる公共の水域及び地下水の汚染を生じさせるおそれがないものとして環境大臣が定める要件 に適合する廃棄物については、その廃棄物の埋立てにより公共の水域や地下水への汚染が生ずるおそれがないことから、放射性セシウムの流出防止、水との接触防止等を目的とする措置は適用されない。

平成 24 年 1 月 27 日環境省告示第 6 号

JIS K0058-1「スラグ類の化学物質試験方法 - 第 1 部：溶出試験方法」により作成した検液について、ゲルマニウム半導体検出器を用いて測定した結果、セシウム 134 及びセシウム 137 が検出されないこと。

環境大臣が定めるこの要件を満たす特定一般廃棄物、特定産業廃棄物の埋立てにあたっては、次の 1) から 3) の基準（以下、「下部土壌層設置等の基準」という。）は適用されない。

- 1) 厚さがおおむね 50cm 以上の土壌の層が敷設された場所において埋立処分を行うこと
- 2) 埋め立てた廃棄物の厚さおおむね 3 m ごとに、その表面を土壌でおおむね 50cm 覆うこと
- 3) ばいじんに雨水が浸入しないよう必要な措置を講ずること

水面埋立地における埋立処分

(特定一般廃棄物処理基準)

規則第 29 条第 3 号

- 二 次に掲げる場合には、イ(2)、ロ及びハに掲げる基準は、適用しないこと。
- (2) 水面埋立処分を行う埋立地のうち、放流水の水質を適正に維持することができることが確実であるとして環境大臣の指定を受けたものにおいて埋立処分を行う場合（(1)に掲げる場合を除く。）

(特定産業廃棄物処理基準)

規則第 31 条第 3 号

- 二 次に掲げる場合には、イの規定によりその例によることとされる第二十九条第三号イ(2)、ロ及びハの規定によりその例によることとされる同号ハに掲げる基準は、適用しないこと。
- (2) 第二十九条第三号二(2)に掲げる場合（(1)に掲げる場合を除く。）

【対策の趣旨】

水面埋立地のうちの水面部分に廃棄物を投入する方法で特定一般廃棄物又は特定産業廃棄物の埋立処分を行う場合には、水との接触防止や層状埋立を行うことが不可能であるため、放流水の水質を適正に維持管理できると認められる場合に限り、下部土壌層設置等の基準は適用されない。

なお、放流水の水質を適正に維持することができることが確実であるとして環境大臣が指定を行う際の要件は、次のとおりである。

平成 24 年 3 月 30 日環廃対発第 120330004 号、環廃産発第 120330006 号

- 1) 当該水面埋立地において、埋立処分が終了するまでの間に埋め立てる特定一般廃棄物・特定産業廃棄物から溶出すると考えられる放射性物質の総量と、特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の埋立処分を終了するときの水面埋立地の残余水面部の内水の総量との比率から算出される水面埋立地の残余水面部の内水の放射性物質の濃度が、規則第 33 条第 2 号二に規定する最終処分場周辺の公共の水域における放射性物質の濃度限度以下であること。
- 2) 1)に適合しない場合には、排水処理が必要となる水面埋立地の排水量に見合った処理能力を確保できること。
- 3) 指定を受けた後に、以下の措置を講ずることが可能であること。
 - () 水面埋立地に埋め立てる特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の放射能濃度、放射性物質の溶出率等を継続的に測定し、埋め立てる特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の搬入管理を適切に行うこと。
 - () 水面埋立地の残余水面部の内水の放射性物質の濃度について測定を行い、継続的に監視すること。
 - () () 及び () に係る測定結果を記録し、一定期間保存すること。

遮断型最終処分場における埋立処分

(特定産業廃棄物処理基準)

規則第31条第3号

- 二 次に掲げる場合には、イの規定によりその例によることとされる第二十九条第三号イ(2)、ロ及びハの規定によりその例によることとされる同号八に掲げる基準は、適用しないこと。
- (3) 公共の水域及び地下水と遮断されている場所において埋立処分を行う場合(1)に掲げる場合を除く。)

【対策の趣旨】

公共の水域及び地下水と遮断されている場所(遮断型最終処分場)において特定産業廃棄物の埋立てを行う場合、遮断型最終処分場は外部からの雨水等の浸入のおそれがなく、放流水を生じない構造であるため、下部土壌層設置等の基準は適用されない(図4-10)。

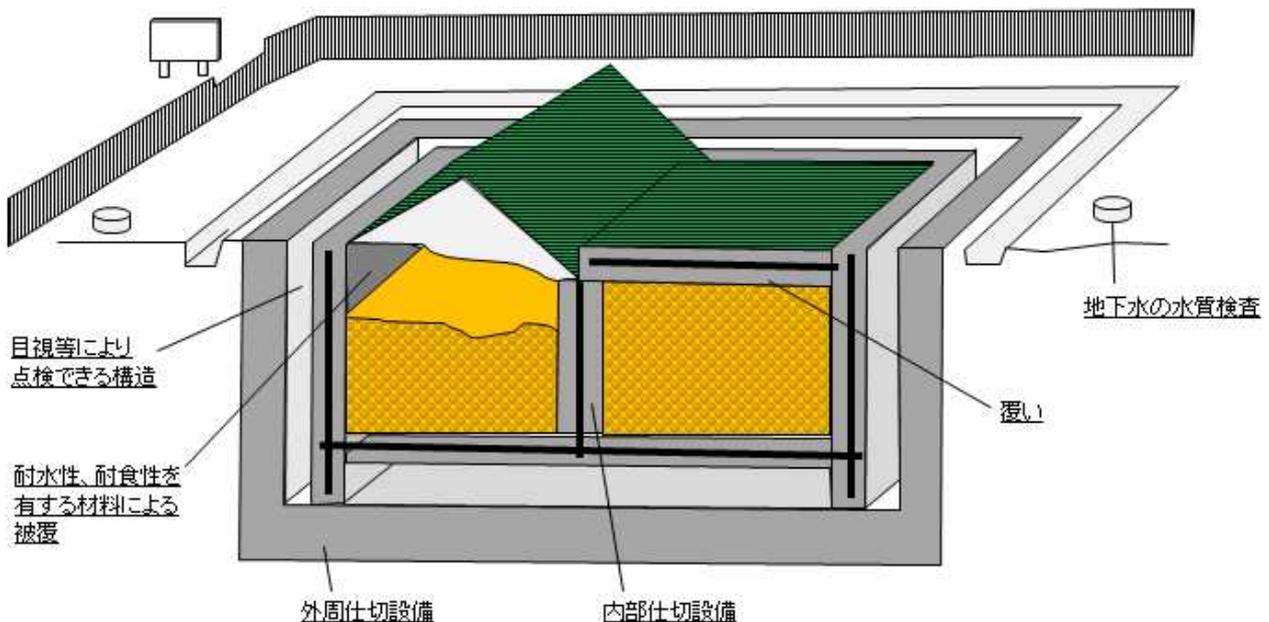


図4-10 遮断型最終処分場のイメージ

(5) 安定型最終処分場における埋立処分

規則附則第3条

次条の規定により読み替えて適用される廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和四十六年厚生省令第三十五号。以下「廃棄物処理規則」という。)第七条の九第一項に規定する特定産業廃棄物^{のみ}の埋立処分を行う場合(第三十一条第三号二(1)から(3)までに掲げる場合を除く。)には、同号イの規定によりその例によることとされる第二十九条第三号イ(2)、第三十一条第三号ロ及び同号ハの規定によりその例によることとされる第二十九条第三号ハの基準は、適用しない。

規則附則第4条（抜粋）

廃棄物処理規則第七条の九第一項の規定の適用については、当分の間、廃棄物処理規則第七条の九第一項中「産業廃棄物のみ」とあるのは「産業廃棄物（放射性物質汚染対処特措法第二十三条第二項に規定する特定産業廃棄物（事故由来放射性物質（放射性物質汚染対処特措法第一条に規定する事故由来放射性物質をいう。）による公共の水域及び地下水の汚染を生じさせるおそれのないものとして環境大臣が定める要件に該当するものを除く。）に該当するものを除く。）のみ」とする。

【対策の趣旨】

安定型最終処分場において、公共の水域及び地下水の汚染を生じさせるおそれのない特定産業廃棄物（安定型産業廃棄物に限る。）のみの埋立処分を行う場合には、下部土壌層等の設置等の措置は適用されない。

公共の水域及び地下水の汚染を生じさせるおそれのないものとして安定型最終処分場で埋め立てることのできる特定産業廃棄物（安定型産業廃棄物に限る。）の要件は環境大臣が定めることとされている。

4.2 特定一般廃棄物処理施設及び特定産業廃棄物処理施設（最終処分場）の維持管理基準

【制度の概要】

特定一般廃棄物処理施設、特定産業廃棄物処理施設の設置者等は、当分の間、廃棄物処理法に基づく施設の維持管理基準に加えて、特別の維持管理基準（特定一般廃棄物処理施設維持管理基準、特定産業廃棄物処理施設維持管理基準）に従わなければならないこととされている。

4.2.1 特定一般廃棄物の最終処分場に係る特別の維持管理基準

規則第33条

法第二十四条第一項の環境省令で定める特定一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準は、次のとおりとする。

- 二 一般廃棄物の埋立処分の用に供され、又は供された最終処分場にあつては、次によること。

(1) 空間線量率の測定と記録

規則第33条第2号

- イ 最終処分場の敷地の境界において、放射線の量を第十五条第十一号の環境大臣が定める方法により七日に一回（埋立処分が終了した最終処分場にあつては、一月に一回）以上測定し、かつ、記録すること。

【対策の趣旨】

周辺の生活環境や人の健康に影響がないことを確認するため、最終処分場の敷地境界での空間線量率を7日に1回（埋立てが終了した最終処分場にあつては、1月に1回）以上測定し、記録する必要がある。

空間線量率の測定と測定結果の管理は、「第五部 放射能濃度等測定方法ガイドライン」第2章の方法で行う。

(2) 地下水の水質検査

規則第33条第2号

口 埋立地からの浸出液による最終処分場の周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる二以上の場所から採取され、又は地下水集排水設備により排出された地下水の水質検査を次により行うこと。

(1) 埋立処分開始前に事故由来放射性物質について第二十六条第一項第三号イ(1)の環境大臣が定める方法により測定し、かつ、記録すること。

(2) 埋立処分開始後、事故由来放射性物質について第二十六条第一項第三号イ(1)の環境大臣が定める方法により一月に一回以上測定し、かつ、記録すること。

【対策の趣旨】

埋立地からの浸出水中の放射性セシウムによる最終処分場周縁の地下水の水質に影響がないことを確認するため、埋立処分開始前及び埋立処分開始後1月に1回以上放射性セシウムの濃度を測定し、記録する必要がある。

周縁地下水の測定と測定結果の管理は、「第五部 放射能濃度等測定方法ガイドライン」第5章の方法で行うとともに、次項「4.2.1.(3) 地下水の水質の悪化が認められた場合の措置」による。

(3) 地下水の水質の悪化が認められた場合の措置

規則第33条第2号

ハ 口の規定による水質検査の結果、水質の悪化（その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかであるものを除く。）が認められた場合には、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。

【対策の趣旨】

地下水の水質検査の結果、放射性セシウムについて水質の悪化が認められた場合は、原因を調査し、生活環境を保全するための措置を講ずる必要がある。

【対策の例】

放射性セシウムについて地下水の水質の悪化が認められた場合には、最終処分場の遮水工の損傷等により浸出水が埋立地外へ流出している可能性も考えられることから、速やかに点検を実施し、放射性セシウムの流出の有無について確認する必要がある。

その結果、異常が見られた場合は、埋立てを中止し、原因調査、機能回復措置等の対策を講ずる必要がある。

(4) 放流水の濃度限度及び測定、記録

規則第 33 条第 2 号

ニ 排水口において放流水中の事故由来放射性物質の濃度を監視することにより、最終処分場の周辺の公共の水域の水中の別表第二の第一欄に掲げるそれぞれの事故由来放射性物質の三月間の平均濃度のその事故由来放射性物質についての第三欄に掲げる濃度に対する割合の和が一を超えないようにすること。

ホ 放流水中の事故由来放射性物質の濃度を第二十六条第二項第四号八(2)の環境大臣が定める方法により一月に一回以上測定し、かつ、記録すること。

【対策の趣旨】

放射性セシウムによる周辺の人々の健康や生活環境への影響がないよう、放流水中の放射性セシウムの濃度について、3ヵ月間の平均濃度が、以下の式により算出した値（セシウム 134 とセシウム 137 の各濃度限度に対する割合の和）が 1 を越えないように管理する必要がある。

$$\frac{{}^{134}\text{Csの濃度 (Bq/L)}}{60 \text{ (Bq/L)}} + \frac{{}^{137}\text{Csの濃度 (Bq/L)}}{90 \text{ (Bq/L)}} = 1$$

放流水の放射性セシウムの濃度の測定は、「第五部 放射能濃度等測定方法ガイドライン」第 5 章の方法で一月に一回以上測定し、記録する必要がある。

【対策の例】

- ・放流水中の放射性セシウムの濃度が、濃度限度を超えた場合には、排水口下流の公共用水域の放射性セシウムの濃度を測定する。なお、この放射性セシウムの濃度の測定は、「第五部 放射能濃度等測定ガイドライン」第 5 章の方法で行う。
- ・放流水中の放射性セシウムの濃度を低減させる方法としては、緊急避難的な措置として次の方法が考えられる。

緊急時

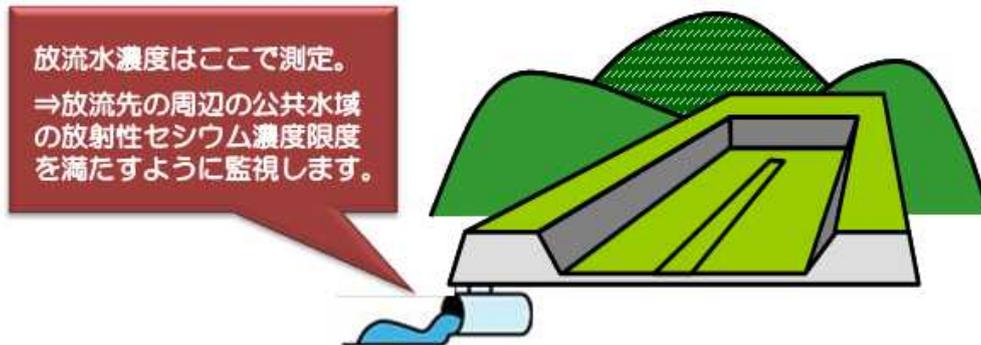
- 放流水を停止した上で、ゼオライト処理されていない貯留水を、浸出水調整槽に戻す。
- 浸出水調整槽あるいは凝集沈殿槽にゼオライトを添加し、セシウムをゼオライトに吸着させる。
- 貯留水を循環させることにより貯留水をゼオライトに十分に接触させ、貯留水中の放射性セシウムの濃度が、濃度限度を下回ることを確認する。
- ろ過施設のろ材のゼオライトへの交換、又はゼオライト吸着塔の新規設置も効果的である。

定常時

- ろ材をゼオライトに交換したろ過施設、又はゼオライト吸着塔を通す。

(参考)

- ・周辺の公共水域の水中の放射性セシウムの濃度限度は、0歳から70歳まで摂取しても被ばく量が一般公衆の許容限度である年間1mSvを超えることがないように設定されています。
- ・特措法に基づく最終処分場の維持管理基準では、放射性セシウムの濃度限度を周辺大気及び周辺の公共水域の水中で満たすことが求められていますが、実際の維持管理にあたっては、放流先の周辺の公共水域の濃度限度を遵守できるよう、放流水の監視測定を排水の排水口で行います。



周辺の公共水域の水中の放射性セシウムの濃度限度

$$\frac{{}^{134}\text{Csの濃度 (Bq/L)}}{60 \text{ (Bq/L)}} + \frac{{}^{137}\text{Csの濃度 (Bq/L)}}{90 \text{ (Bq/L)}} \leq 1$$

0歳～70歳まで水を摂取しても、被ばく量が許容値(年間1mSv)を超えないよう設定

(5) 維持管理に必要な記録と保管

規則第33条第2号

へ 次に掲げる事項の記録及び特定一般廃棄物を埋め立てた位置を示す図面を作成し、当該最終処分場の廃止までの間、保存すること。

- (1) 埋め立てられた特定一般廃棄物の種類(当該特定一般廃棄物に第二十九条第三号八又は二(1)に規定する特定一般廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)及び数量
- (2) 埋め立てられた特定一般廃棄物ごとの埋立処分を行った年月日
- (3) イ及びホの規定による測定、ロの規定による水質検査並びにハの規定による措置

【対策の趣旨】

- ・次の事項について記録し、当該最終処分場の廃止まで保管する必要がある。
 - 埋立処分を行った特定一般廃棄物の種類と数量
 - 埋立処分を行った年月日
 - 維持管理上の測定記録
 - 放流水の水質
 - 敷地の境界における空間線量率
 - 周縁の地下水の水質及び水質悪化時の措置

➤ 特定一般廃棄物の埋立位置図

- ・埋め立てた特定一般廃棄物を適切に管理するため、最終処分場の廃止までの間、特定一般廃棄物が埋め立てられた位置を示す図面を作成し、保存する必要がある。

【対策の例】

- ・作成する図面は、平面的に埋立位置を示す全体平面図のみでなく、構造断面図等により高さ等の情報を把握できるものとするのが重要である。

(維持管理に当たっての留意点等)

- ・維持管理に当たっては、以下の点に留意すること。
 - 特定一般廃棄物の最終処分場の適切な維持管理にあたっては、目視等により埋立地の状況等を定期的に確認すること。
 - 埋立地の周囲に設けられた雨水集排水設備（側溝等）に堆積した土砂等を排除して、周辺からの雨水等が埋立地内に流入しないように管理すること。

4.2.2 特定産業廃棄物の最終処分場に係る特別の維持管理基準

規則第 35 条

法第二十四条第二項の環境省令で定める特定産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準は、次のとおりとする。

(1) 遮断型最終処分場（廃棄物処理法施行令第七条第十四号イ）の特別の維持管理基準

規則第 35 条

三 廃棄物処理令第七条第十四号イに掲げる産業廃棄物の最終処分場にあつては、次によること。

イ 第三十三条第二号イから八までの規定の例によること。

ロ 次に掲げる事項の記録及び特定産業廃棄物を埋め立てた位置を示す図面を作成し、当該最終処分場の廃止までの間、保存すること。

(1) 埋め立てられた特定産業廃棄物の種類（当該特定産業廃棄物に第三十一条第三号八に規定する特定産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）及び数量

(2) 埋め立てられた特定産業廃棄物ごとの埋立処分を行った年月日

(3) イの規定によりその例によることとされる第三十三条第二号イの規定による測定、イの規定によりその例によることとされる同号ロの規定による水質検査及びイの規定によりその例によることとされる同号八の規定による措置

【対策の趣旨】

遮断型最終処分場における維持管理においては、特定一般廃棄物の最終処分場と同様に、敷地境界における空間線量率や周辺の地下水の測定及び埋立位置図等の記録を保管しておく必

要があるが、その構造上、放流水が生じないことから、放流水の測定は規定されていない。

- ・遮断型最終処分場に特定産業廃棄物を埋立処分した場合は、次の事項について記録し、当該最終処分場の廃止まで保管を行う必要がある。
 - 埋立処分を行った特定産業廃棄物の種類と数量
 - 埋立処分を行った年月日
 - 維持管理上の測定記録
 - 敷地の境界における空間線量率
 - 周縁の地下水の水質及び水質悪化時の措置
 - 特定産業廃棄物の埋立位置図
- ・埋め立てた特定産業廃棄物を適切に管理するため、最終処分場の廃止までの間、特定産業廃棄物が埋め立てられた位置を示す図面を作成し、保存する必要がある。

【対策の例】

作成する図面は、平面的に埋立位置を示す全体平面図のみでなく、構造断面図等により高さ等の情報を把握できるものとするのが重要である。

(2) 安定型最終処分場（廃棄物処理法施行令第七条第十四号ロ）の特別の維持管理基準

規則第 35 条

四 廃棄物処理令第七条第十四号ロに掲げる産業廃棄物の最終処分場にあつては、次によること。

イ 第三十三条第二号イの規定の例によること。

ロ 浸透水（特定産業廃棄物の層を通過した雨水等をいう。二において同じ。）による最終処分場の周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる二以上の場所から採取された地下水の水質検査を次により行うこと。

(1) 埋立処分開始前に事故由来放射性物質について第二十六条第四項第二号イ(1)の環境大臣が定める方法により測定し、かつ、記録すること。

(2) 埋立処分開始後、事故由来放射性物質について第二十六条第四項第二号イ(1)の環境大臣が定める方法により一月に一回以上測定し、かつ、記録すること。

ハ ロの規定による水質検査の結果、水質の悪化（その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかであるものを除く。）が認められる場合には、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。

ニ 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和五十二年総理府・厚生省令第一号）第二条第一項第三号八に規定する採取設備により採取された浸透水中の事故由来放射性物質の濃度を、第二十六条第四項第二号八の環境大臣が定める方法により一月に一回以上測定し、かつ、記録すること。

ホ ニの規定による測定の結果、水質の悪化（その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかであるものを除く。）が認められた場合には、速やかに最終処分場への特定産業廃棄物の搬入及び埋立処分の中止、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。

- へ 次に掲げる事項の記録及び特定産業廃棄物を埋め立てた位置を示す図面を作成し、当該最終処分場の廃止までの間、保存すること。
- (1) 埋め立てられた特定産業廃棄物の種類（当該特定産業廃棄物に第三十一条第三号八に規定する特定産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）及び数量
 - (2) 埋め立てられた特定産業廃棄物ごとの埋立処分を行った年月日
 - (3) イの規定によりその例によることとされる第三十三条第二号イの規定及び二の規定による測定、ロの規定による水質検査並びに八及びホの規定による措置

【対策の趣旨】

- ・安定型最終処分場において、特定産業廃棄物（規則附則第4条に定める環境大臣が定める要件を満たすものに限る。）の埋立てを行う場合は、安定型処分場の敷地境界における空間線量率や、浸透水、周縁の地下水の放射性物質濃度の測定及び埋立位置図の作成、記録等の維持管理を行う必要がある。
- ・安定型最終処分場に特定産業廃棄物を埋立処分した場合は、次の事項について記録し、当該最終処分場の廃止まで保管する必要がある。
 - 埋立処分を行った特定産業廃棄物の種類と数量
 - 埋立処分を行った年月日
 - 維持管理上の測定記録
 - 敷地の境界における空間線量率
 - 周縁の地下水の水質及び水質悪化時の措置
 - 浸透水中の放射性セシウムの濃度と水質悪化時の措置
 - 特定産業廃棄物の埋立位置図
- ・埋め立てた特定産業廃棄物を適切に管理するため、最終処分場の廃止までの間、特定産業廃棄物が埋め立てられた位置を示す図面を作成し、保存する必要がある。

【対策の例】

作成する図面は、平面的に埋立位置を示す全体平面図のみでなく、構造断面図等により高さ等の情報を把握できるものとするのが重要である。

(3) 管理型最終処分場（廃棄物処理法施行令第七条第十四号八）の特別の維持管理基準

規則第35条

五 廃棄物処理令第七条第十四号八に掲げる産業廃棄物の最終処分場にあつては、次によること。

イ 第三十三条第二号イからホまでの規定の例によること。

ロ 次に掲げる事項の記録及び特定産業廃棄物を埋め立てた位置を示す図面を作成し、当該最終処分場の廃止までの間、保存すること。

- (1) 埋め立てられた特定産業廃棄物の種類（当該特定産業廃棄物に第三十一条第三号八又は二(1)に規定する特定産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）及び数

量

- (2) 埋め立てられた特定産業廃棄物ごとの埋立処分を行った年月日
- (3) イの規定によりその例によることとされる第三十三条第二号イ及びホの規定による測定、イの規定によりその例によることとされる同号ロの規定による水質検査並びにイの規定によりその例によることとされる同号ハの規定による措置

【対策の趣旨】

- ・管理型最終処分場における維持管理については、敷地境界における空間線量率や周辺の地下水の測定及び埋立位置図の作成等、特定一般廃棄物の最終処分場と同様に実施する必要がある。
- ・管理型最終処分場に特定産業廃棄物を埋立処分した場合は、次の事項について記録し、当該最終処分場の廃止まで保管する必要がある。
 - 埋立処分を行った特定産業廃棄物の種類と量
 - 埋立処分を行った年月日
 - 維持管理上の測定記録
 - 放流水の水質
 - 敷地の境界における空間線量率
 - 地下水の水質及び水質悪化時の措置
 - 特定産業廃棄物の埋立位置図
- ・埋め立てた特定産業廃棄物を適切に管理するため、最終処分場の廃止までの間、特定産業廃棄物が埋め立てられた位置を示す図面を作成し、保存する必要がある。

【対策の例】

作成する図面は、平面的に埋立位置を示す全体平面図のみでなく、構造断面図等により高さ等の情報を把握できるものとするのが重要である。

第5章 委託契約書及び産業廃棄物管理票

(委託契約に含まれるべき事項の特定)

規則附則第5条

廃棄物処理規則第八条の四の二の規定の適用については、当分の間、同条第六号ホ中「石綿含有産業廃棄物」とあるのは、「石綿含有産業廃棄物又は特定産業廃棄物(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(平成二十三年法律第百十号)第二十三条第二項に規定する特定産業廃棄物をいう。)」とする。

(産業廃棄物管理票等に関する規定の特例)

規則附則第6条

廃棄物処理規則第八条の二十、第八条の二十一第一項、第八条の三十一の二、第八条の三十二及び第八条の三十六並びに様式第二号の十五及び様式第三号の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「石綿含有産業廃棄物」とあるのは、「石綿含有産業廃棄物又は特定産業廃棄物(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(平成二十三年法律第百十号)第二十三条第二項に規定する特定産業廃棄物をいう。)」とする。

【対策の趣旨】

委託する産業廃棄物に特定産業廃棄物が含まれる場合には、特定産業廃棄物に係る委託契約書、産業廃棄物管理票(マニフェスト)及び産業廃棄物管理票交付等状況報告書に、その旨を記載する必要がある。その場合、マニフェストには、当該特定産業廃棄物の数量も記載する必要がある。

上記については、電子マニフェスト及び情報処理センターが都道府県知事へ行う報告においても同様である。

第6章 その他

6.1 海洋投入処分の禁止

規則第31条

四 特定産業廃棄物は、海洋投入処分を行ってはならないこと。

【趣旨】

特定産業廃棄物の海洋投入を禁止している。

なお、一般廃棄物については、廃棄物処理法施行令第3条第4号の規定により、海洋投入処分は禁止されている。

6.2 作業者の安全管理

【対策の例】

特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の中間処理に係る作業者の放射線障害防止に関する参考資料として下記のものがある。

- ・焼却施設における放射線障害防止マニュアル（平成24年1月 一般社団法人日本環境衛生施設工業会）

【概要】

- 主に放射性物質に汚染されたおそれのある焼却灰（主灰）、飛灰（ばいじん）を取り扱う作業者の労働安全対策を電離放射線障害防止規則の主旨を踏まえて定め、作業者の放射線被ばく防止を図ることを目的。
- 放射性物質のモニタリング（排水汚泥、主灰、飛灰等の放射能濃度測定を含む。）
- 管理区域の設定（実効線量 $2.5\mu\text{Sv/h}$ を超えるおそれがある場合）
- 管理区域外あるいは施設外への持ち出し基準
- 作業員の受ける線量限度と被ばく量の管理要領 等

第7章 罰則

(特定一般廃棄物等の処理の基準)

法第二十三条

- 6 第一項に規定する者が特定一般廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物処理法第十九条の三及び第十九条の四の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)の適用については、廃棄物処理法第十九条の三第一号中「特別管理一般廃棄物処理基準)」とあるのは「特別管理一般廃棄物処理基準)又は平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(平成二十三年法律第百十号)第二十三条第一項の環境省令で定める基準(第三号及び次条第一項において「特別処理基準」という。))と、同条第三号中「特別管理一般廃棄物処理基準)」とあるのは「特別管理一般廃棄物処理基準)若しくは特別処理基準」と、廃棄物処理法第十九条の四第一項中「特別管理一般廃棄物処理基準)」とあるのは「特別管理一般廃棄物処理基準)又は特別処理基準」とする。
- 7 第二項に規定する者が特定産業廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物処理法第十九条の三及び第十九条の五の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)の適用については、廃棄物処理法第十九条の三第二号中「産業廃棄物処理基準」とあるのは「産業廃棄物処理基準若しくは平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(平成二十三年法律第百十号)第二十三条第二項の環境省令で定める基準(以下この条及び第十九条の五第一項において「特別処理基準」という。))と、「特別管理産業廃棄物処理基準」とあるのは「特別管理産業廃棄物処理基準若しくは特別処理基準」と、同条第三号中「特別管理産業廃棄物処理基準)」とあるのは「特別管理産業廃棄物処理基準)若しくは特別処理基準」と、廃棄物処理法第十九条の五第一項中「産業廃棄物処理基準」とあるのは「産業廃棄物処理基準若しくは特別処理基準」と、「特別管理産業廃棄物処理基準」とあるのは「特別管理産業廃棄物処理基準若しくは特別処理基準」とする。

(特定一般廃棄物処理施設等の維持管理の基準)

法第二十四条

- 3 特定一般廃棄物処理施設の設置者が当該特定一般廃棄物処理施設の維持管理を行う場合に係る廃棄物処理法第九条の二第一項第一号及び第九条の三第十項の規定(廃棄物処理法第九条の二の規定に係る罰則を含む。)の適用については、これらの規定中「技術上の基準」とあるのは、「技術上の基準(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(平成二十三年法律第百十号)第二十四条第一項の環境省令で定める技術上の基準を含む。))」とする。
- 4 特定産業廃棄物処理施設の設置者が当該特定産業廃棄物処理施設の維持管理を行う場合に係る廃棄物処理法第十五条の二の七第一号の規定(この規定に係る罰則を含む。)の適用については、同号中「技術上の基準」とあるのは、「技術上の基準(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による

環境の汚染への対処に関する特別措置法(平成二十三年法律第百十号)第二十四条第二項の環境省令で定める技術上の基準を含む。)とする。

【対策の趣旨】

特措法に基づく特定一般廃棄物もしくは特定産業廃棄物の特別処理基準に適合しない処理又は特定一般廃棄物処理施設もしくは特定産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準に適合しない場合は、廃棄物処理法に基づく一般廃棄物もしくは産業廃棄物の処理基準に適合しない処理又は一般廃棄物処理施設もしくは産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準に適合しない場合の改善命令、措置命令、罰則規定が適用される。

(1) 特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の処理基準に係る罰則等

特措法に基づく特別処理基準に適合しない保管、収集、運搬又は処分が行われた場合には、特措法第23条第6項又は第7項の規定により適用される廃棄物処理法第19条の3、第19条の4又は第19条の5の規定に基づき、市町村長又は都道府県知事は、当該保管、収集、運搬又は処分を行った者に対して、改善命令又は措置命令を行うことができる。

この命令に違反があった場合には、廃棄物処理法に基づく罰則が適用される。

(2) 特定一般廃棄物処理施設・特定産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準に係る罰則等

特措法に基づく特定一般廃棄物処理施設又は特定産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準に適合しない管理が行われた場合には、特措法第24条第3項又は第4項の規定により適用される廃棄物処理法第9条の2第1項第1号、第9条の3第10項又は第15条の2の7第1号の規定に基づき、都道府県知事は、当該施設の設置者又は管理者に対し、必要な改善又は施設の使用停止を命ずることができる。

この命令に違反のあった場合には、廃棄物処理法に基づく罰則が適用される。